

令和4年 第2回（定例）高 鍋 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和4年6月13日（月曜日）

議事日程（第2号）

令和4年6月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

（一般質問通告一覧表）

順位	質 問 者	質 問 事 項 質 問 の 要 旨	質問の 相 手	備考
1	11番 中村 末子	1. 町政全般について ①公平、公正な町政についての考え方はどうか。 ②その実現のための財政運営及び町長の施政はどうか。 ③町所有の建物および人事管理についての方針はどうか。 ④学校整備に関しての考え方をどう持っているのか。 ⑤福祉についての思いはどこにあり、どの様な政策を行い準備しているのか。 ⑥町道など環境整備に関しての思いはどうですか。 ⑦災害から町民を守る手立てについての考え方はどうか。 ⑧町内に点在するお墓などについてはどの様な考えがあるのか。 ⑨職員教育に関してはどの様なお考えがあるのか。 ⑩町民との対話状況についてはどうですか。	町 長	

2	5 番 松岡 信博	1. 高鍋町における企業誘致の費用対効果及び今後のあり方について ①企業誘致の費用対効果について町長の考えを伺う。 ②町長発言「最優先の自主財源の源は企業誘致である」の根拠を伺う。 ③企業誘致の今後の方針について町長の考えを伺う。 ④平成元年度からの固定資産税課税免除の実績を伺う。 ⑤平成10年～19年の固定資産税課税免除の実績記録がない。当事者である町長の会社10年間の免除回数を伺う。 ⑥企業立地奨励条例の補助金等、交付実績を伺う。 ⑦町外企業と町内企業が同じ優遇措置の条件になる理由と目的を伺う。 ⑧固定資産税課税免除した企業名と年度別の総額を伺う。 ⑨企業立地奨励条例指定企業の年度別の税収総額を伺う。 ⑩宮崎キャノン誘致関連費用予算の内訳総額を伺う。 ⑪企業誘致が高鍋町に与える具体的な成果を伺う。	町 長	
		2. 企業誘致が高鍋町の財政に与える影響について ⑫企業誘致による多額の費用負担が高鍋町財政状況にあたえる因果関係を伺う。 ⑬宮崎県内市町村別健全化判断比率による高鍋町の財政状況を伺う。 ⑭ふるさと納税基金4億円を一般会計予算に繰入れた理由を伺う。 ⑮誘致企業の税収増が、地方交付税に与える影響を伺う。 ⑯誘致企業が納税する税収増で高鍋町の実質的な財源となる年度別の総額を伺う。 ⑰企業誘致の費用総額（地方交付税減額含）を、誘致企業の税収で回収するとすれば何年かかるか伺う。	町 長	

		3. 財政状況をふまえた今後の高鍋町のあり方について ⑱企業誘致を推進し自治体新電力事業も計画しているが、近年の財政状況を踏まえ町長は高鍋町をどのような町にしたいのか伺う。 ⑲町長の方針である「事業の選択と集中」は、町民の教育・福祉・高齢者対策等、生活関連事業を第一に考えるべきだがどう考えるか伺う。	町 長	
3	2 番 永友 良和	1. 町営住宅の現状と今後の課題について ①町営住宅の数と築年数について。 ②それぞれの部屋数と入居率について。 ③入居者全体の年齢層について。 ④町営住宅の家賃について。 ⑤連帯保証人について。 ⑥今後の課題について。	町 長	
		2. 姉妹都市との交流活動について ①姉妹都市交流の現状について。 ②今後の姉妹都市との交流活動について。 ③少年野球交流活動の補助金について。	教育長	
		3. 高鍋駅舎について ①新しい駅舎の構想について。 ②駅舎設計の状況と総事業費の予定について。 ③利用の多い学生との連携について。 ④地元住民の方々との連携について。	町 長	
4	1 4 番 杉尾 浩一	1. 竹鳩橋の安心安全な運用方法について ①時間帯別交通量調査は行っているか。 ②橋を利用する児童生徒数は把握しているか。 ③朝の登校時はボランティアがサポートされているが、下校時の安全確保は行っているか。 ④総合的な安心安全対策として、町の方針は設定されているか。	町 長 教育長	
		2. 町道における安全確保について ①路側帯、停止線、止まれ、ゾーン30の白線、文字、カーブミラー、速度制限標識等の安全対策はいつの時期に完了させるのか。 ②交通量の多い町道に速度抑制装置を設置する計画はあるか。	町 長	

		3. 交通法規を守る街高鍋町を作っていくことについて ①一時停止徹底の方策はあるか。 ②チャイルドシートの設置義務について。 ③後部座席シートベルト着用義務について。 ④交通マナーの良い高鍋町にするための総合的な施策はあるか。	町 長 教育長	
		4. 学校、公民館等の公共施設における安全対策について ①各施設の警報装置、安全確保設備の現状はどの様に運用されているか。 ②台風、洪水、地震、津波、不審者等の対策、訓練は確立されているか。	町 長 教育長	

出席議員（14名）

1 番 田中 義基君	2 番 永友 良和君
3 番 八代 輝幸君(午後から欠席)	5 番 松岡 信博君
6 番 青木 善明君	7 番 黒木 博行君(永友良和議員の一般質問から欠席)
8 番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 後藤 正弘君	16番 緒方 直樹君

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君	事務局長補佐 井戸川 隆君
議事調査係長 橋本 由香君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君	副町長 …………… 稲井 義人君
教育長 …………… 島埜内 遵君	代表監査委員 …………… 森 弘道君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	野中 康弘君
財政経営課長 …………… 飯干 雄司君	建設管理課長 …………… 吉田 聖彦君
農業政策課長 …………… 濱本 明俊君	農業委員会事務局長 …… 杉 英樹君
地域政策課長 …………… 日高 茂利君	
会計管理者兼会計課長 ……………	鳥井 和昭君

町民生活課長	……………	鳥取 和弘君	健康保険課長	……………	山下 美穂君
福祉課長	……………	杉田 将也君	税務課長	……………	宮越 信義君
上下水道課長	……………	渡部 忠士君	教育総務課長	……………	横山 英二君
社会教育課長	……………	岩佐 康司君			

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付の通告一覧表の順番に発言を許します。

まず、11番、中村末子議員の質問を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。おはようございます。ロシアがウクライナに侵攻し、早いもので3か月が過ぎました。日本での世論の中では、どっちもどっちとか、核兵器を持つべきだとか、当初は議論沸騰でしたが、戦争にはどっちもどっちとか、核兵器を持つべきだとかは本当にすべきことではございません。ロシアは侵略者となります。また、核兵器を持つということは絶対にすべきではないと共産党では考えています。

それでは、日本共産党の中村末子が、町政全般を広く浅くとなるかもしれませんが、質問を展開したいと思います。

まず、公平で公正な町政をどのようにお考えでしょうか。議会議長宛てに商工会議所の各団体から要望書なるものが届けられましたが、内容を見ると、企業立地に関して条例改正をしていただきたくないとありました。また、要望の内容を見ると、これ以上の経営を維持し雇用を継続するために、どうしても今の企業立地補助条例が必要であると書かれていました。しかし、要望書の内容が全然確認をされませんでした。議員から提出された一部改正発議に関してのようでした。

そこで、お伺いしたいと思います。要望書の内容を実現できる仕組みがあるのでしょうか。商工会議所内部での公平、公正な状況があるのかお伺いしたいと思います。また、公平で公正な町政実現のための財政運営はできているのでしょうか。本日は松岡議員の資料も提出されました。それも併せて見ていただければと思っております。

町長は、2期目半ばとなり、既に町内はくまなく巡回し、町所有の建物や運営状況はつぶさに見て回り、改善が必要な箇所及びコロナ禍で地域の公民館活動の停滞をしっかりと把握され、どうすべきかを具体化するべく策を持たれているものと思いますが、いかがでしょうか。特に、学校施設的环境がよくない、建て替えてほしいなどの声は届いているものと思いますが、どうでしょうか。その際、自分一人ではなく、職員も同行されているとは思いますが、職員間の共通認識はどう確保されているのかお伺いしたいと思います。

福祉に関しては、町長はどのような思いを持たれ、その実現のためにはどうすればよい

とお考えか、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

町道などでも、建設管理課の職員がどんなに頑張ってもいたちごっこのようです。高鍋町全体の道路網整備をするとなると莫大な費用を抛出しなければなりません。排水溝でも、地域の方々が月1回の清掃をしても、高齢化が進み、清掃に出られない人も多くなっています。このような状況をどう考えておられるのかお伺いしたいと思います。

地震が各地で頻発しています。南海トラフがいよいよかと心配されている住民の方も多くおられます。町として備えは大丈夫か、一体何日分、何人分の食料などの確保ができているのかなど、町民は不安に思っています。災害から町民を守る手だてなどは、町長はどのように考えておられるのかお伺いします。

今、終活の勧めというのがあります。その中で一番の問題は、お墓をどうするかではないでしょうか。今は町内至るところで祭る人のいないお墓があり、草や木が茂り、どうしようもない状況となっている、何か所もあります。今のうちに永代供養などをして、子どもに負担をかけない手だてをされている方もおられているようですが、放置されたお墓の管理をどうしたらよいとお考えなんでしょうか。

先ほども申し上げましたが、職員との交流及び町民との対話についてはどうされてきたのか、以上、登壇しての質問は終了し、あとは発言者席にてお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） おはようございます。お答えします。

まず、公平、公正な町政に対する考えについてでございますが、全体の奉仕者である我々公務員は、公平、公正であることを念頭に町政運営に当たることが当然であると考えております。

次に、令和4年3月30日に、児湯地区観光社交組合、高鍋地区飲食業組合、高鍋地区ホテル旅館業組合、高鍋地区建設業協会、高鍋商工会議所青年部、高鍋SSグループ、高鍋商工会議所女性会及び高鍋町商店街連合会から議長宛てに提出された要望書につきましては、議員提案により、3月議会に提出された高鍋町企業立地奨励条例改正案に反対するという立場での要望と認識しております。

本改正案は取り下げられましたが、御要望の内容を受け止め、地元中小企業の設備投資に、引き続き積極的な支援を図ってまいりたいと考えております。

また、青年商工業者、女性経営者の支援についても要望されておりますので、関係団体と協議を行いながら支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、公平、公正な町政の実現のための財政運営ができているかにつきましては、町民の皆様の多種多様なニーズにお応えするためには、予算の裏づけが必要となるものが多分にあります。限りある財源の中で、全ての施策を推進することは困難でございますので、選択と集中の観点から、真に必要な事業に重点的、効率的に予算配分を行い、また、後年度に過度な負担を残すことのないよう、健全で持続可能な財源運営を行っていくことが重要であると考えているところでございます。

町所有の建物につきましては、特に重要な案件になりますと、担当より随時報告を受けながら必要に応じて現地を確認しております。最近では、町立高鍋図書館老朽化対策事業について、折に触れ現場を訪れ、進捗や運営の状況を確認し、把握するように努めておりました。

また、公民館活動に関しましては、コロナ禍のため十分な活動ができない状況は承知しているところでございます。そのような中、先日、3年ぶりに自治公民館連絡協議会の総会が開催され、約8割の自治公民館長様が出席されました。多くの出席をいただいたということで、皆様の自治公民館活動への思いを感じたところでございます。活動していくに当たって感染症対策はどうしても必要でございますので、どのような活動ならできるのか、また、どのような支援を望まれているのか、連絡協議会も新しい体制となりましたので、改めて、連協長の皆様と連携を取りながら策を講じてまいりたいと考えております。

学校施設の環境改善につきましては、議会でも度々御質問を頂いております。住民の皆様からの御意見も少なからず頂いております。

全国的に学校施設の老朽化対策は大きな課題となっており、昨年、改正された文部科学省の学校施設整備基本方針では、築後40年以上経過した老朽施設の更新に当たっては経費の縮減や整備費の平準化を図るため、従来の建て替えを含む改築中心の整備から長寿命化改良整備への移行を加速させるという方針が示されたところでございます。本町が策定した学校施設個別施設計画においても目標使用年数等を定めておりますが、今後は整備手法等を工夫して、できる限り長く使用できる校舎に改善していく必要があると考えております。

なお、現状確認のための学校訪問は行っておりませんが、学校施設の老朽化問題については、逐次担当課から報告を受けており、職員間での共通認識も確保できております。

福祉に関しての私の考えにつきましては、以前の議会でも述べておりますとおり、福祉とは、幸せ、豊かさのことを捉え、全ての人が幸福になるための社会的援助を提供する理念を示す言葉であり、その理念の下に、基本的には国の社会保障制度や法律があり、それに則した施策を進め、町民の皆様を幸せにしていくことが私の責務であると考えております。

本町においては、子ども、高齢者、障害者など、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをつくり、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、取組を進めているところでございます。

道路整備につきましては、補修箇所も多く、予算も伴うことから、全てを整備することはできませんが、危険な箇所を優先し、順次整備してまいりたいと考えております。

また、側溝清掃などが地域の方々ではできなくなりつつあることも聞いております。こちらも、町のほうで順次対応してまいりたいと考えております。

災害から町民を守る手だてにつきましては、災害の発生を完全に防ぐことは困難である

ことから、様々な対策を組み合わせることによって、たとえ被災しても人命が失われないことを最重要視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から、災害に備える減災の考え方を基本に取り組んでまいりたいと考えております。

町内に点在する墓の管理につきましては、町内には町で管理しております唐木戸霊園をはじめ、大小、多数の墓地が点在しておりますが、議員の御指摘のとおり、子々孫々継承することを前提としてきたお墓の在り方や、お墓に対する価値観そのものの変化等により、管理が行き届いているとは言い難い墓地が確認できる現状も増えつつありますので、今後、都市部を中心に増えつつある合葬墓といったような新たな形態でのお墓の在り方を調査していく必要があるのではないかと考えております。

職員との交流につきましては、常に職員との対話及び情報の共有の機会を積極的に設けることにより、相互の共通認識を図りながら職員のスキルアップを目指しつつ、円滑な町政運営を進めてまいってきたところでございます。

町民との対話につきましては、対面での意見交換につきましては、コロナ禍の影響もあり、行いづらい状況にあります。町民提言箱を庁舎に設置して御意見や御要望等を頂く窓口とするとともに、各種行事の際や来庁される機会などを活用して、町民の皆様等と積極的に意見交換を行っているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 公平で公正な町政はどうかとお伺いしました。私は、昨年と今年2回、契約問題、東西両小学校の空調設備工事に関してお伺いしました。教育総務課長の丁寧な答弁がありましたし、契約の窓口である財政経営課からも事故の概要及び技術職員配置問題にも、しっかりと答弁されたことについては感謝を申し上げたいと思います。

私は、実態を知ってほしいと近所の方をお連れして、5月20日の高鍋町に対しての裁判がありましたので、傍聴させていただきました。原告本人と弁護士双方から意見陳述が行われ、内容を聞かれた御近所の方から、帰り道に、「町のお金を町長以下職員の人はどう思っているのだろうか。私は年金暮らしだけど、税金は支払い、真面目に暮らしている。それなのに公人に対して無関心過ぎるのではないかと思ったよ。役場を訴えた人は勇気があるね。でも、今日はこんなことが起きていると分かっただけでもよかった」との意見がありました。

そこでお伺いします。監査委員から指摘された事柄は、どういう意味と捉えているのかお伺いします。なお、裁判と関係があるからと答えられないという答弁ではなく、真摯にお答え願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。まず、高鍋町における工事等の発注の流れについて御説明をさせていただきます。

工事等を発注する場合、まず担当課で設計を行い、執行何を作成いたします。その後、財政経営課に提出し、財政経営課において入札等により業者を決定いたしまして、契約書

の作成までを財政経営課で行っております。その後につきましては、担当課へ書類を返し、担当課の監督員の監督の下、工事等を進め、完成後、担当課の検査員による検査を行い、請負代金を支払うという形で進めております。

したがって、御質問を財政経営課で答弁するに当たりまして、担当課からの聞き取りによらざるを得ない部分も多く、把握できていない部分もあるかと思っておりますので、御了承をくださいますようお願いをいたします。

それでは、監査委員から違法な支出と指摘を受けたこと等についてでございますけれども、このことにつきましては真摯に受け止め、適正な事務の執行に努めていかなければならないと捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。有限会社侑建工業からお金が返されたと聞き及んでおりますが、そのお金は工事代金を受け取るべきでないと返還されたものか、それとも寄附なのか、名目上の歳入はどういう形での処理がなされたのか、また、侑建工業からの説明はどのようなものであったのか、お答え願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。返還されました修繕請負代金につきましては、令和3年度に返還金として受入れをいたしております。また、その際の請負業者の説明といたしましては、町が提訴されたことを受けて、町に迷惑はかけられないとの思いで返還に至ったというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それでは、侑建工業から返還されたというふうに、私はそのとおり聞いてよろしいですね、確認です。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。返還されたというふうに理解しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 返還された期日をお答え願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。令和4年3月15日でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 原告の意見陳述の中で、資格を有している人がいない会社とありますが、事実かどうか確認させていただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議員が今言われた資格につきまして、冷

媒フロン類取扱技術者や冷凍機械責任者のことを指しているのであれば、資格を有している者がいないということを確認いたしております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） また、弁護士によると、監査委員は95万7,000円を支払ったのは、令和3年6月での送風確認ができていますので、侑建工業へ工事代金を支払ったのは工事が完了していたものと判断し、監査請求は棄却されたとあるんですけども、工事を完成させたのは侑建工業ですか、確認します。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。令和2年7月13日に契約を締結いたしました高鍋東小学校空調設備修繕につきましては、同修繕を請け負いました業者が完成させたものと認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それだったら、なぜ事故が起きたのか、そこを説明いただきたいと思います。そして、それからなぜ、その後をほかの業者が工事をしなければならなかったのか、そのことについて伺います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。なぜ事故が起きたのかということでございますけども、機械のバルブ操作において不適切な部分があったものと聞いているところでございます。

その後の別の発注いたしました修繕につきましては、その事故が——事故というか不適切な操作によりましていろんなところに不具合が生じておりましたけども、それと因果関係がはっきりとしない部分の修繕も行っておりますので、別の修繕として発注をいたしているものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 基本的には、完成工事、その確認までが工事なんですよ。ということは、先ほど答弁がありましたバルブ操作の扱いが不適切であったことによる爆発という状況が、本当に完成工事検査前のことなのか、完成工事と確認した後なのか。だから、そのところは完成工事というのがどこのところなのかということをはっきりしないと、棄却された部分について、工事は完成したと見られるというのであれば正常に動いているわけですよ。そのところ、確認だけさせてください。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。こちらの修繕が、その単体の修繕で空調機器が作動するものではございません。いろんな複雑な機械の組合せにより空調が作動し

ているものですから、そこら辺の因果関係がはっきりしなかったということでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 最終的には侑建工業でなく、中岡工業が仕事をして完成させています。

それでは、工事が終了していないのに工事代金を渡す行為は違法なのか、合法なのか、先ほどの問題と同じになりますが、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。一般論として申し上げます。議員がおっしゃられる行為につきましては、地方自治法第234条の2に反するものであると認識をいたしております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） なら、違法だということですね。

じゃあ次に、商工会議所から議長宛ての内容を見ますといろんな要望がありますが、どう思われるでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。登壇で申し上げましたが、要望書につきましては、議員提案により3月議会に提出されました。高鍋町企業立地奨励条例改正案に反対される趣旨の要望でございました。本改正案は取り下げられましたが、御要望の内容を受け止め、地元中小企業の設備投資等に積極的な支援を図ってまいりたいと考えております。また、併せて青年商工業者、女性経営者の支援についても要望されておりましたので、関係団体とも協議を行いながら、必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それを見ると、例えば、児湯地区観光社交組合などから出されております4番目ですね、企業立地奨励条例を活用する際は、商店街小規模事業者を積極的に活用することとありますけれども、これが企業立地とどのような関係があるのか、そこだけ確認させてください。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。観光社交業あるいは商店街等、当然、以前から地元企業、地元商店街も企業立地奨励条例に当たる企業になっておりますので、併せてそこにも御支援するという意味でございます。（発言する者あり）

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

.....

午前10時28分再開

○議長（緒方 直樹） じゃあ再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 企業立地奨励条例にありますように1,000万円以上、これは平成27年と思いますけれども改正されて、1,000万円以上の投資をしたところは地方交付税の3年間の免除、これは商店街であろうとも飲食業であろうとも、全て企業として入ります。特に飲食業は観光業という枠の中に入っておりますので、そういうことで関連してまいります。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 内容を見ると企業立地補助とは関係ありませんが、町民だけでなく商工会議所メンバーも企業立地補助とは何かを御存じなかったようなんです。先ほど町長が答弁されました1,000万円以上の投資をしなければならないというところがある。そこに対して、そのお金がないということをはっきり言われている部分もあるんですよ。だから、そういうことを考えて、やはり1,000万円以上の投資をしなければ、この企業立地補助には値しないということを御存じだったのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。よその児湯郡内は5,000万円以上の投資ということになっていますけど、高鍋町は平成27年に1,000万円以上の投資であればというふうに、非常に地元商工業者への、あるいは観光・飲食業に対する、観光業者に対する条例の改正をしておられます。ただ、それでも1,000万円以上の投資をするというところになかなか少ないんですね。そういう現状があるんです。ただ、それ以上超えたとき、申請があれば、商工会議所は町に御相談があれば、積極的に3年間の固定資産免税というのが当てはまります。これは、5名の従業員雇用という制限もなくされるというのが、高鍋町の特異な、積極的な設備投資への支援ということでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 沖縄では沖縄科学技術大学院大学などを中心にして、沖縄の観光事業だけじゃなくて、何か一つやろうということで、一生懸命今されているみたいなんですね。沖縄では若い人たちが観光事業でない、新しい沖縄づくりをするのだといういろんな企画が出ております。全てではありませんが、実現しているようです。高鍋でも、町長を中心に職員研修会などを通して何かをやろうとされているようですが、どんな内容で実現可能な状況があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。本町における職員研修についてでございますが、昨年度は6名の職員が研究グループを立ち上げまして、本町独自のスマートシティ化の方向性について、他県の自治体の事例等を参考にしながら、独自の研究を重ねてまいりました。その成果につきましては、職員に対して活動報告会を開催したことにより、多くの職員に認知をされ、今後の本町のスマートシティ化推進の一助となったところでございます。以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 高鍋町は、町長が替わるたびに四季彩のむらや舞鶴公園整備計画として美術館建設などがありました。一貫性がなく、何だかお金を使っただけの感がありますけれども、町長は今まで整備されたところを活用して、歴史散歩をしながら観光資源として活用される計画はないのか、また、それで稼げる町とはできないものかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。これまでも、その時々の中政におきまして、観光の交流を目的として様々な地域資源や施設が整備されております。それら一つ一つの資源を関連づけて活用していく必要性は、私も強く感じているところです。

そのような中で、例えば九州オルレ宮崎・小丸川コースは、町内観光資源や歴史資源などを散策コースとしてつなぎ、地域で守られた文化を県外や海外に向けて広く発信し、県外などの外貨を獲得する観光コンテンツの一つとなっております。

このような取組を検証しながら、他の施設や地域資源にも活用してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ちなみに、臼杵町長時代に、美術館建設は——建設は後の吉本町長のときに建設をされましたけれども——建設を打ち出されたときから歴史散歩道という形で、町長自らが車に乗って皆さんを案内して歩く。そして、そこで観光資源をしっかりと皆さんに位置づけていただくために、皆さんとそういう観光案内ができる人たちの育成もずっとしてきたんです。それが、ぷつぷつ切れるんですよ。だから、そのことを私は申し上げているんです。そのためには、町民の意見を広く聞くことが大切だと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 私も、町民の皆様の御意見を広く聞くことが大切であると思えますし、私は、この3年ほど、積極的に自らの足で歩きながら見ているところでございますし、様々な資源、あるいは公園等をつないでいくルート、これはまたスマートウェルネスシティで、ウォークアブル・シティ（歩きたくなる町）というものの構成の上でも極めて重要であるということで、今後積極的に散策ルートというのを造っていきたいと考えているところです。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議長も、ぜひ参加してくださいよ。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 中村議員、今、議長と言った。

○11番（中村 末子君） ごめん、町長も参加してください、自ら、率先して。よろしくお願いいたします。ごめんなさいね、議長、すみません。

今日も、町内を見渡すと色々な気づきがあるんですけども、町長はどんな気づきが

ありますか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。町内見渡しての気づきについてでございますが、私も町民の皆様から御意見をお伺いしたり、町内を散策した際に、新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響を肌で感じるとともに、旧小澤治三郎邸や旧黒木清五郎邸など、民間による古民家や町なかの再生により、歴史と文教の城下町の再生が少しずつ形となってきていると感じているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） どんな気づきがありますかということなんですが、やはり町長だから気づきがあって、その次があるんですよ。その次がないといけないんですよ。その次はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） まちづくり、特に町並み再生ですとか、公園の整備等も中長期的な計画の上に進めてまいりたいと思っていますところです。

私は積極的に町なかを今歩いております。特に町並み等、成功している事例の町は、やはり30年、長くは50年かかって町並みの再生が行われています。一軒一軒、特に黒木清五郎邸、小澤治三郎邸、そのほか関わっておられます株式会社マチツクルという会社が民間主体でできました。これは積極的な町並み再生をしていこうということで、行政のなかなかできないところを官民連携での取組としてやっておりますし、お堀のツツジが植えてあったところを取り除いただけでも全く景観が変わって、そこを歩く人が増えてきています。

様々な気づきの中から、積極的な、具体的な取組へとつながりながら、中期的に、長期的に取り組んでいるところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。それでは、そのことによって、どのぐらいの観光資源として、人数を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。人数というのは、なかなか把握できるものではございません。特に、このコロナ禍の3年間、先ほど出ました九州オルレ宮崎・小丸川コースは、実は毎年、国際的な大会が開けるはずであったのが、なかなか実行できていないですよ、コロナ禍で。ああいうことがこの3年間なかったことが、取り組むことで人数というのが、さらに把握できるものと考えております。具体的に何名だとかいうことはなかなかできません。

ただ、そういった交流人口というのが、様々な部分で今後増えていくということは言えると思いますが、数字的にそれが幾らというのは、まだ言えない状況でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） だから先ほど質問したときに沖縄のこと申し上げたんです。沖縄は観光だけ、一本だけでやっていたと。それがコロナ禍によって大打撃を受け、本当に3分の1にまで観光人数が減ってしまったと。その中で、やはり沖縄科学技術大学院大学を中心として、いろんな形で町なかを再生しようという動きが出ているんです。このことは、私は一般質問で初めて申し上げましたけれども、こういった放送があるんですよ。だから研修をするのであれば、そういう研修をしていただきたいと思うんです。

だから、自分ところの町がどんなもので成り立っているか、どんな収入があるのか。じゃあ財政の一本化を、きちんと両足を立てて、三本足を立てて、しっかりと柱を立ててやっていくかどうか。それが安定するまでどうするのかということを、やはり官民一体になって——よく官民一体と使われますけれども、沖縄に関しては、民がずっと主張してきているんですよ。官はそれに手助けをするだけ。アイデアは民が出しているんですよ。そういった形でやっていかないと。これ、一度番組を見ていただきたいと思うんです。アーカイブスでも何でも見れると思いますので。きちんとそういった情報をしっかりと入れていかないと、私たちは、職員も議員も、これから先の高鍋をどう活性化していくのか、どうしていくのかというところに、そこに目線を私たちは移していかないと、観光一本やりではいけない、そして農業一本やりでもいけない、商業一本やりでもいけない。そういったものを、私たちは全体的に町民の生活をどう向上させて幸せにしていくのか。全国の中で、幸福度を調べてみていただいたら分かると思うんです。我が娘が言いました。高鍋はいろんなものがいっぱいそろっているけれども、何でここに移住する人が少ないんだろうかと。それは、そこに解決策があるのではないかなと思うんです。

私は、いつも申し上げていることは、本当に町民の暮らし、命を守るために、町長がどんな活躍をしていくのか、これがみそだと思うんですね。それができていないと思っているから質問を展開しているんです。

次に移ります。今日も傍聴に見えている中に、竹鳩の潜水橋の子どもが通学するときに足元がよくなるように、ごみを捨てさせないようにと草刈りをされている方がおられます。その方の要望は、子どもが安心して通学できる環境整備をしてほしい、待機場所を車が4台ぐらい止まれる場所、子どもが通学しているときや人が通るときは歩行者優先のできる人づくりをしてほしい、だそうです。町長はどうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 先ほどの御意見でちょっと意見が言えなかったのが残念でございますけれども……（発言する者あり）いいですか。

じゃあ、ちょっと2つ、話が多岐にわたられたんであれですけど、まず……。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

.....

午前10時42分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

○町長（黒木 敏之君） 先ほど、お話が随分多岐にわたられたんであれですけども。一つ、沖縄との比較は、もちろん勉強にはなるでしょうが、沖縄、日本で最も観光の県として、京都に次ぐ県でございまして、沖縄と高鍋町とを比較されるというのは少し無理があるかなと思います。それとするよりは、周りの市町村とすれば、高鍋町の観光協会、非常に活発にやっております、商工会長を含め、町の観光推進等はかなり積極的な町であるというふうに受け止めております。

それともう一つ、だから移住がないんだ、移住定住がないと。移住定住者は、いろいろ環境だ何だ、観光じゃないんです。まず仕事なんです、仕事ありますかということなんです。仕事と住むところ、場所なんです。そのことをやっぱり認識しておかないと、全国同じようなアピールをしております、まずは仕事だということを認識していく必要があるかなと思います。

それで、じゃあ今の御質問のお答えに参ります。竹鳩橋付近をボランティアで草刈り等をされている方がいることは聞いており、大変感謝しております。また、児童生徒の安全のため、登下校時に見守りをされている方々にも大変感謝しております。

先日、歩行者・自転車優先の通学路の表示看板を設置したところでございますので、子どもが安心して通学できるよう、車で通行する方には気をつけて運転していただきたいと思います。

また、車の待機場所を広げる件につきましては、担当課が国土交通省宮崎河川国道事務所高鍋出張所と協議を行っているところでございますので、整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 整備を考えているということで、予算化をできるだけ国土交通省ともお話し合いをしていただき、次のステップに上がっていただけたらと思います。

町職員の人事管理をされるのは町長です。もちろん定期的に輪なりになっての意見交換会をされているとは思いますが、今まで何回ぐらい実現していますか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。職員の皆様との意見交換の機会につきましてでございますが、私が町長に就任して以来、職員の皆様との意見交換を直接の目的とした面談を6回実施しております。また、日頃から事務等を通じ、積極的な意見交換をしているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それはちゃんといろんな形にして、文書に残していただけているのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。文書に残すというよりは、私がメモを取らせていただきながら意見を読まさせていただきます。そのような意見の中から、先ほど総務課長だったですか、プロジェクトチームが生まれておりますし、また本年度も新たな若手のプロジェクトチームができて、積極的な学習活動をしていただくことになっております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） また、町民の皆さんとはどのような交流を持たれてきたのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。町民の皆様との意見交換につきましては、各種の行事の際や御来庁の機会などを活用して随時行っており、正確な回数は覚えておりませんが、年間を通じて相当な回数行っていると記憶しております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 具体的な答弁が聞けないのが非常に残念なんですよね。町民との交流があれば、やっぱりいろんな意見が出てくると思うんです。こんな意見がありました、こんな意見がありましたということをここで述べていただくだけでも、随分、町長はきちんと町民と交流しているんだなということが理解できると思うんですね。

だから、私は町民から年間数百件に及ぶ生活相談を受けております。その中で、町営住宅者の連帯保証人となっておられる方からの相談がありました。そのとき、徴収業務を担当、税務課に対して、このような提案をいたしました。2か月滞納された方と連帯保証人の方には通知をし、滞納しない、させない状況を提案いたしました。現在はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。町営住宅使用料の滞納についてでございますが、納期限後10日をめどに督促状を送付しております。それでも納付がない場合は、連帯保証人も含め、文書や電話等で催告を行っているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それに伴い、滞納者は減少したのでしょうか。できれば数字で頂きたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。滞納状況についてでございますが、現年度分の滞納者数が令和元年度が23人、91月分、令和2年度が5人、13月分、令和3年度は滞納者がおらず、年々減少してきております。

滞納繰越分につきましては、令和2年度末が15人、令和3年度末が9人となっております。

連帯保証人も含めた早期催告や支払い督促等の民事訴訟手続を行ってきたことが滞納者減少につながったと判断しておりますが、毎月、納期限内に納付されない方がいますので、

今後も納期内納付の推進に努めてまいります。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、パーセンテージで言えば、どれぐらいの収納率になっているのでしょうか、分かります。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 直近の数字でよろしいでしょうか。先ほども言いましたけども、令和3年度だけお答えいたしますと100%でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） そのときに分かったのは、舞鶴団地の手すりが壊れていることでした。建設管理課ではすぐに補修をされましたが、町営住宅の状況を町長はどのように聞き及んでおられるのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。町営住宅は築年数が古い住宅もあり、修繕が必要な箇所も出てきておりますので、そのたびに担当職員が対応しているところでございます。

先日は団地での火災が起きたことから、その後の対応など、担当課より報告を受けております。これからも、団地へ住まわれる方が快適に過ごせるよう、管理、整備などが必要だと考えているところです。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） また、それ以外の町所有の建物ですが、どのような報告を受けていらっしゃるでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。令和3年度に終了しました井上商店スポーツセンター総合体育館でございますけれども、大規模改修事業や町立高鍋図書館老朽化対策事業など、施設を維持していくためにはどのような対応が必要なのか、報告や提案を受けながら事業を進めてまいりました。

高鍋町には、文化、体育とも多くの施設がございますので、利用者のニーズに沿いつつ、将来の人口減少や財政状況を勘案し、後々には優先順位と選択が必要になるものと考えております。施設のよりよい活用のために、民間との連携や職員からの提案なども含め、柔軟な発想と対応をもって町所有の建物を維持管理できるように考えてまいりたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） そこで働いておられる方々のお話などは聞かれていると思いますが、どのような内容を聞いておられますか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。各施設に出向いた際など、利用している職員から状況など話を聞くことがございます。どのようなということでは、図書館へ寄せられる意見、様々

ございます。美術館へ寄せられる意見、あるいは体育施設へ寄せられる意見、様々な御要望がございます。具体的に言うとたくさんありますので、そのような御意見を聞かせていただいているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 次に、高鍋の小中学校環境整備に関しては、どのように承知されているでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。本町の学校施設は、築40年以上を経過する建物が全体の6割を占めている状態であり、いずれの学校も校舎の内装、電気設備及び空調設備の劣化が目立っております。また、少子化などの社会状況や教育内容、教育方法等の多様化、防災機能の強化、バリアフリー、環境への配慮などの学校施設へのニーズも時代とともに変わってきておりますが、必要な機能を十分維持できなくなりつつあります。このようなことから、計画的に施設整備を行っていく必要があると認識しております。

今年度、小学校に関する学校基本構想設計を行うこととしており、バリアフリー化や照明のLED化などを含めた施設整備実施に向けた基本的な構想をまとめることとしております。基本構想策定後、具体的な実施計画を進め、学校施設の環境改善に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） これから少子化となつて、子育て、特に教育環境については町民から町長に期待をしている声がございます。教育長に対して、どのような方針で託されているのかお伺いしたいと思います。先ほど、校舎などの整備についてお聞きしましたので、今度は教育関係について教育長とどのようなお話をされているのか、そのことをお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。町の宝である子どもたちが快適かつ安全な教育環境の中で、質の高い教育を受けることができる学校づくりを推進するようお願いしているところです。学校の現状をしっかりと把握した上で、教育環境の向上と老朽化対策を計画的かつ一体的に行っていくようお願いしております。

まずは、子どもたちの安心安全を第一に考え、場合によっては直ちに改良、改修を行うこともございます。

また、今後は多様な教育内容の変化も予想されておりますので、その変化に対応できるよう、多様な学び方による活動が可能となるスペースの確保や機能の充実を図ることもお願いしております。

さらに、食の安全についても重要視しております。いずれの調理場も老朽化が進行しておりますので、衛生面について特段の配慮を講じるようお願いしているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 町民から、こういう声があることだけは覚えておいてください。学校の整備はなかなか進まないけど、執行部、いわゆる教育委員会が入る家は新しくなっていていいねという声が意外と聞こえてきているんですよ。だから、そういうことも、やはり町民の中には広くあるということをね、これは記憶しておいていただければよろしいかと思います。

石井十次生誕の地として、また福祉の町として、どのような政策があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。本町におきましては、日本の福祉事業の先駆者である郷土の偉人、石井十次の人柄と、孤児救済、孤児教育の偉業、その中を貫いている人間愛と郷土愛の精神を広め顕彰するとともに、後世に伝えるため、学校教育においても大きな柱の一つとして掲げ、様々な教育活動を進めております。

石井十次生誕の地としてふさわしい福祉の町としての政策についてでございますが、障害をはじめ、大小様々な問題を抱えている子どもやその保護者への支援体制の整備が重要であると考えているところです。妊娠初期から出産、子育て、学校教育まで、切れ目のない支援を行うため、オヤトコ、みらい、基幹相談支援センターなど、センター機能の充実、スクールソーシャルワーカーや学校生活支援員の配置など積極的に進め、各関係機関相互の連携により、相談支援体制の充実強化を図っているところです。

また、本年4月から、児童発達支援センターはぐはぐ子ども村を高鍋町ふれあい交流センターに移していただきました。NPO法人ふあむ・ふぁーむ様は、知的発達の障害を持つ方々の福祉の向上と自立に向け、障害児の療育や通所支援事業などに取り組んでおられ、渡邊ゆきこ代表は、私は、まさに現代の石井十次とも言える福祉活動に取り組んでおられる方だと考えております。このたびの高鍋町への本部誘致は、ここ数年、誘致活動をさせていただきました。その成果で、石井十次生誕地にふさわしいNPO法人本部とその施設ができたと思っております。

今後も、町として福祉事業等の取組を、その後押しを、そして支援を、官民連携により石井十次の生誕地にふさわしい福祉の町を目指してまいりたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今、町長も答弁の中にありましたけれども、また、今年が初年度であり、計画をすることになっておりますが、重層的な福祉政策について、生まれたときから死ぬまでの間の福祉政策をどのように推し進めていきたいと考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。重層的支援体制整備事業は、市町村において属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的支援体制を

整備することで、重層的なセーフティーネットを目指すものです。

これまで、介護、障害、子ども、生活困窮の分野ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりに関わる事業を、一体的に執行できるようになります。そのことを踏まえ、本年度から移行準備事業に取り組み、各分野の組織や支援の仕組み、重複する会議体やネットワークなどについて総合的に見直しを検討することにより、既存の支援機関や専門職、また地域における支援力を引き上げ、人と人がつながる地域づくりを進めてまいりたいと考えております。今年度から実施している地域子どもの未来応援事業「まちなかコラボ」もその取組の一環であります。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 次に移ります。ここ数年間、地層はゆっくりと移動し加速しているのではないかと不安がよぎります。5月も茨城を震源とする地震がありました。災害対策は不十分かもしれませんが、準備はされていると存じます。準備状況はどうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。地震に強いまちづくりの推進につきましては、公共施設の耐震化や津波避難タワーの建設などのハード面と併せまして、地震津波ハザードマップの作成、津波避難ビルの指定、自主防災組織の育成や防災士の養成等に取り組んでまいりました。

なお、現在の備蓄状況といたしましては、食料としてアルファ米とパン、合わせて9,200食、飲料水として2リットルのペットボトル600本、粉ミルク600回分を備蓄しているところでございますが、各家庭におきましても最低3日分、できれば7日分の備蓄を呼びかけているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 心配なのは、お年寄りが増加し、避難困難者が出てくるのではないかと心配しています。どのような対策を考えておられるのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。現在、避難所の収容人数は最大6,514人ですが、新型コロナウイルス感染症対策により、密を避ける観点から、その3分の1の2,300人程度しか受け入れることができません。このため、町指定の避難所への避難だけではなく、安全な親戚、知人宅への避難等を呼びかけておりますが、議員が御指摘のとおり、独り暮らしの高齢者等、避難が困難な方が出てくるものと想定をしております。このようなことから、これまで以上に近所の助け合いや自主防災活動などの共助の必要性が高まっておりますので、地区への防災に関する出前講座、避難訓練への助言、自主防災組織の育成など、地域の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。住民へ周知する手だてとして「お知らせたかなべ」等があるんですけども、行政事務連絡員さんへの指導、研修はどうなっているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。行政事務連絡員に対する指導、研修は行っておりませんけれども、4月に、地域の防災リーダーとしての役割が期待されている防災士を対象としたフォローアップ講座を本町で初めて開催したところでございます。今後も新型コロナウイルスの感染状況等に注視しながら、訓練、研修等を計画してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（緒方 直樹） ここで休憩に入りたいと思います。11時15分から再開したいと思います。

午前11時02分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） すみません、突然数字をお伺いして申し訳ないんですが、避難困難者、お年寄りを中心に障害者の方もいらっしゃるだろうと思うんですけども、避難困難者として、ある程度限定される人数はどれぐらいいらっしゃるのかどうか、分かればお答え願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。高鍋町内の独居高齢者数を、まずお答えしたいと思いますが、令和4年4月1日現在で1,318人、やはり年々増加傾向にございます。

お尋ねの災害時の要配慮者の数につきましては、例えば身体障害者1級とか、あと療育手帳Aだとか、そういった基準がありまして、要支援者の数が945人ということになっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） すみません、突然の質問にもかかわらず数字を答えていただいてありがとうございました。

災害については常に意識づけをしなければ、忘れた頃に突然の地震、ゲリラ豪雨などに対応できるシミュレーションが根づかないと考えますが、その対策はどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。議員御指摘のとおり、地震等の災害は決して他人

ごとではなく、平時からの意識づけと備えが大切でございます。引き続き、住民に対する防災知識の普及、広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練の実施や自発的な防災活動への参加を促すなど、防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 災害時において、女性用の生理用品などの備蓄がない自治体が多いという報道がありましたけれども、準備はどうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。現在、4,857回分の生理用品を備蓄してはおりますが、多岐にわたる防災対策の中には避難所運営や備蓄物資など、女性の特性や実情に即した対応を求められるものがあることから、女性の視点に立った検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 次に気になるのが、町長は新電力など、自治体のお金を使って、買い取りされていないソーラー発電業者へ参入したい意向のようなんですけれども、それより自治体の事業者にとって欲しいのは、自治体の仕事ではなく、民間サイドでできる仕事が欲しいとの要望が出ております。その1つが、西都市や国富町などで行われている住宅リフォーム事業です。これは2,000万円の投資で、その10倍の効果が得られていることは証明されております。事業者の仕事が増えれば税金が増えるという一石二鳥のことだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。御提案の事業につきましては、調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 具体的な調査された内容をお答え願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。西都市と国富町、それぞれ問い合わせいたしました内容についてお答えいたします。

まず、西都市の事業についてでございますが、西都市住宅改修支援事業補助金でございまして、持ち家で建築後10年以上経過している場合に総工事費20万円以上の住宅改修を行う際に工事費の20%、上限額が15万円設定してございますが、これを西都商工会議所ギフト券で助成するという内容の事業でございます。令和3年度につきましては159件、1,996万8,000円の交付実績があったとお聞きしております。

次に、国富町の事業についてでございますけれども、国富町住宅改修等補助金でございまして、総工事費10万円以上の住宅改修を行う場合に工事費の20%、こちらも上限額が

10万円に設定してございます。これを国富町共通商品券で助成する事業でございます。
令和3年度は380件、2,650万2,000円の交付実績があったと伺っております。
以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 問題は、その工事高が問題なんです。10倍以上あるんです。
ということは、2,000万円の投資で2億円あるということなんです。それを理解して
いただければと思います。

例えば、ここ数年間、企業立地補助なる条例を使い、町外参入企業だけでなく、町内業
者もその恩恵にあずかっています。それは何の効果も生まない、ただのものです。住宅
リフォーム事業は、町内住民であれば一定の基準を決めてやればいいことですが、お伺い
します。西都、国富町の自治体での運用はどうなっているのか。先ほど答弁がありました
ので、ここは省きたいと思うんですけれども、自治体での運用はどうなっているのかとい
うところで考えていけば、先ほど私の口から10倍と言いましたけれども、実績は聞かれ
ておりますか。実績や報告はなかったと思うんですけど、答弁なかったと思うんですが。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。先ほどお答えいたしました交付実績のほ
うから単純に逆算した場合の工事費の試算でございますけども、西都市の場合が交付実績
1,996万8,000円でございますので、そこに20%の交付割合で逆算いたしますと
9,984万円という数字が導き出されます、約1億円。国富町の場合が交付実績
2,650万2,000円でございますので、こちらの20%を割り戻しますと1億
3,251万円でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 実際の実績は、それ以上になっていることをお忘れのな
いようお願いしたいと思います。

町内には、まだまだ簡易水洗などがあるようなんですが、合併浄化槽にすればどうでし
ょうか。そこだけでやるのではなく、ついでにということになれば、100万円必要だっ
たのが70万円できるとなると、ついでにあそこもということになるのは真情だろうと
思いますが、合併浄化槽などへの支援はどうなっているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 上下水道課長。お答えいたします。

合併処理浄化槽への支援についてでございますけれども、自己所有家屋のくみ取便槽ま
たは単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換に対する国の補助制度というもの
がございます。補助額でございますけれども、5人槽の場合は48万2,000円、
6人・7人槽では56万4,000円、8人から10人槽では69万8,000円というふ
うになっております。この補助金の負担割合でございますけれども、国が2分の1、県が
4分の1、町が4分の1というふうでなっております、これに町単独の補助金15万円

をさらに上乗せした合計金額が補助金額というふうになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 次に移ります。

町内にはお墓が点在しておりますが、一体どのくらいの墓所があり、管理はどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。町内の墓地につきましては、町営墓地であります唐木戸霊園をはじめ、町内に76か所あるようでございます。管理につきましては、町営の唐木戸霊園は町営におきまして適正な管理を行っておりますけれども、その他のいわゆる村墓地につきましては管理組合やそれぞれの地区など、その地域や使用者において管理していただくことになっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 墓地の在り方についてはどのような法の下、運営管理されているのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。墓地についての様々な取組につきましては、墓地、埋葬に関する法律、いわゆる埋葬法に基づいているところでございます。

なお、町営墓地の唐木戸霊園につきましては、高鍋町営墓地の設置及び管理に関する条例、高鍋町営墓地の設置及び管理に関する規則、高鍋町営墓地使用料条例に基づいております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私が気になるのは、先ほども答弁がありましたけれども、運営団体をつくり、お墓の管理をなされている墓地については大丈夫なんですけれども、管理運営団体がいない墓地についてはどのようにされるつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。墓地の管理運営につきましては、先ほども答弁しましたとおり、使用者や管理団体をお願いしているところでございますので、管理団体がいない墓地につきましては、使用者へ管理をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） それがうまくいっていないから、あんな荒れた墓地になっているんですね。やはり、それは歴史的なものとしてきちんと管理していただくというのが

大変だと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、人生最後の仕事として、今や相続問題をはじめ墓地管理について、墓地は必要ないと考えておられる方々のための政策はあるのかどうかお伺ひします。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。核家族化や埋葬に対する価値観の多様化によりまして、近年、お墓への考え方も変わってきております。先ほど、町長からも答弁がありましたとおり、将来的には、現在、都市部を中心に増えつつある合葬墓といったような新たな形態でのお墓の在り方を調査していく必要があるのではと考えますが、現段階におきましては永代供養や納骨堂といった、お墓を建立せず供養できるものについて御案内をしているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今もありましたけれども、若い方については核家族となり、家に先祖祭祀をしている家も少なくなり、コロナ禍において、お葬式、法事などで集まる機会もなくなり、親戚でも縁が切れてしまった家庭もあるようなんです。そこで、ますますお墓などについて、その負担が重くのしかかり、夫の死後、やむを得ず死後離婚へとつながる可能性も出ております。

そこで、お伺ひしたいと思ひます。お墓の管理を含め、相談窓口は町民生活課であると思いますが、法律などを熟知し相談に乗れる町民対応の準備は整っているのかお伺ひします。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） 町民生活課長。最近の相談の傾向といたしましては、一般の核家族化や少子高齢化の影響によりまして、お墓を承継する子どもがいないとか、遠方に住んでいることにより墓じまいに関する相談が多くなってきているところでございます。

また、65歳以上の総人口に占める割合がおよそ3割となるとともに、今後ともお墓の在り方や考え方がさらに多様化していくことが予想されますので、それぞれの要望をしっかりと聞きし、相談者に寄り添い、よりよい解決策を見いだしていくことが必要になると考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ここまでずっと質問をしてきたんですが、町長になられて感じたのは、最初のうちは訪れる方が多いなと感じておりました。しかし、そのほとんどがスーツを着た、何かしら町民ではなく営業などで来られている人が多いと感じてしまったのは私だけかもしれませんが、町民のところへ出かけ、車座での話合いなどはどのくらいの頻度で行われましたか。先ほどは、しているというような答弁でしたけれども、果たしてそんな話を聞いたことがないもんですから、何回かされたのか、お伺ひします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。町民の皆様との意見交換につきましては、コロナ禍ではございましたけども、各種の行事の際や御来庁期間などを活用して随時行っており、正確な回数は覚えておりませんが、年間を通じてはいろんな方と出会い、積極的にいろんな人と会話をしますので、相当な回数行っていると記憶しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 財政状況の把握についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。財政状況の把握についてでございますが、主に基金残高や各種財政指標、財政的な課題等について、財政経営課を通じて現状や分析結果等を確認、参照しながら、持続可能な財政運営を心がけているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） これは松岡議員が配付された資料を見ていただくと分かるんですが、財政状況は極めて悪いということを私からも申し上げておきたいと思います。

町民の意見を聞けば、当然、財政要求も絡みますので、きちんと、駄目なものは駄目ですと話し合うことが大切だと考えますがどうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。町民の皆様から多くの要望が寄せられているところではございますが、先ほども答弁させていただきましたとおり、選択と集中の観点から、その全てを実現することは不可能であり、このことは町民の皆様にご説明をさせていただいているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） よく、選択と集中というのが出てくるんですが、何を選択して集中するんですか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。様々な御要望ございますけれども、重要だなというものを選択しております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 何が重要かを聞いております。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。町民にとって、町民の幸せ、豊かさのために取り組むべきこと、これが最優先であると考えております。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） だから、それが何かを聞いているんです。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。今申しましたとおりでございます。これ、具体的に述べる

と相当時間がかかりますので……（発言する者あり）じゃあ、施政方針をもう一度読み直しますけど、よろしいですか。そういうことは理解していかないと大変な数でございます。町民の豊かさ、幸せというものは数多くございます。それを一つ一つ述べていくのは相当な時間がかかりますので、そのところはひとつ、まとめて捉えていただくということが大事だと思います。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 次に、職員教育についてです。

こんなことがありました。水が道路を流れているのでどうにかしてほしいと電話がありました。当然、担当課へも電話し、直接現場へとお願ひしました。要望された問題を解決すべく職員と一緒に努力しましたが、道具もなく、どうしようかと考えて、近くの人から道具を借りてしまったら、職員が業者に頼みますと言ってくれましたが、それでは情けないと思いました。若い職員と協力してこじ開け、何とか解決できました。住民要望のために、すぐに業者ではなく、道具などを準備し、どのようにすれば解決するのかを、いろんな場面想定を行い準備するのも職員の役割ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

通常、建設管理課の所有する車にはスコップや造林鎌等の道具が積んでありますので、ある程度の対応は可能であると聞いております。現場で状況を判断し、ふだん車に積んでいない道具が必要な場合は取りに戻りますし、職員での対応が無理だと判断した場合は業者へお願いしている状況でございます。議員のおっしゃっている現場は山下地区のことと思われませんが、中村議員の御協力のおかげで、業者に頼まずに職員で対応することができた事例でございます。

また、最近の社会教育課での事例につきましては、町体育館トイレの蛇口の閉め忘れについてでございました。その際、中村議員より社会教育課へ蛇口が閉められていない旨の連絡を頂きましたが、貼り紙をするなどの注意喚起の周知までは行っておりませんでした。そのため、再度同じ事例が発生し、ここでようやく貼り紙にて注意喚起を行ったと聞いております。

今後は、問題発生時には、今回のような使用者に起因するものも含めて、どのような対処が必要なのかをその都度協議しながら対応するよう指示したところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 実は台風24号のとき、職員の動きが実にてきぱきとしてよかったことを案内したいと思います。

私は町内全域を、ある程度、被害調査をしました。例えばカーブミラーが倒れたり、割れていたり、の箇所をお知らせしました。担当職員は地図に落とし、どんな状況なのか、携帯写真を見ながら自分たちでも現地を調査、予算を確保し、早急な対応すべく動いてくれました。

また、大水が出て、ごみや枯れ木などが集中した箇所ではパッカー車を配置する、床上床下浸水箇所へは消毒の準備、道路や崖崩れのおそれのあるところや、排水溝が詰まり、水が流れない箇所などは点検しながら、職員で何とかしようと懸命の仕事ぶりでした。

あのときの町長は、町長室から出て総務課などへ詰め、分からないなりに職員が対応することに口を挟んだり、自分を通さないでというような感情は全くありませんでした。職員に対して信頼を持って当たっておられたと記憶をしています。

だからこそ、今、人事教育について聞いているんです。今や町長は、新電力を自治体でとか、SDGsとか、ゼロカーボンシティとか、スマートウェルネスシティなど横文字を並べ立て、現実が見えていない町政をやりたいと思われているとしか思えません。町のお金が一部の企業へ動き、福祉や教育にお金が使われない残念な町政となっているのは事実です。だからこそ、事例を挙げ、町長に訴えているのです。町長は何を目指して町政運営をしようとされているのか、また、そのためにはどのような財政運営をすべきなのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

.....

午前11時36分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。私のビジョンとしておりますところは、豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生です。豊かとは、人が幸せに豊かに生きること、ウェルビーイングに生きることです。美しいとは、自然環境、生活環境のことです。歴史とは、改革の歴史であり困難に挑戦した歴史であり、文教とは人材の育成、人が育つということだというふうに受け止めております。

先日、姉妹都市米沢に行ってまいりました。中川市長とお会いし、お話をしました。大変刺激を受けました。米沢市は厳しい財政の中、大きな図書館を建てられ、市庁舎を新築され、市民病院を新築されておられました。新庁舎の壁には「挑戦と創造 SDGs 未来都市」という大きな垂れ幕がございました。本年、米沢市はカーボンゼロ宣言とともに自治体新電力にも取り組まれました。保守的であった歴史の町の米沢を、チャレンジする町に変えたいんだというお話をたくさん聞いてまいりました。心打たれるものがあり、私も同じ志だと感じた次第でございます。

まさに挑戦と創造、それに取り組みながら、町民の幸せという豊かさを実現していく、そんな町政を執り行い、また、長期的展望の上に財政運営も計画的に行っていくと。ということが極めて重要だと考えているところです。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 台風やゲリラ豪雨などで水害が予想される地域はどの辺りか伺います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。平成17年の台風14号では、内水氾濫により小丸出口地区から大池久保地区、菖蒲池西地区の間で床上浸水の被害を受けております。

なお、内水氾濫については、国土交通省が宮越上地区に設置する小丸川宮越排水機場の稼働により、大きく改善されることを期待しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 水害が予想される地域ですね。今申しましたとおり小丸出口から大池久保地区、菖蒲池西の地区です。ここが最も水害が予想されている地域でございます。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。冠水が想定される区域といたしまして、城堀付近、衛生公社の入り口付近、萩原のナフコ付近と蚊口の脇本そろばん付近と町営球場、高速道路の料金所付近の側道、自動車学校の東側付近に冠水があるかもしれませんという看板は設置しております。

○議長（緒方 直樹） 失礼しました。建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。県道で、藤井青果付近や自動車学校の西側付近が冠水の予想となっております。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○議長（緒方 直樹） それでは、再開いたします。

建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。以前、塩田川の氾濫によりまして、蓑江地区、中鶴郵便局近辺まで浸水したことがございますが、塩田川のかさ上げが完了したことにより、先ほどの答弁から外していたところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 違うんですよ。ここは水門の関係で、どうしても蓑江地区が外せないんですよ。蓑江地区はどうしても水が出るんです。だから、あそこ、車が水に浸かったところ、何軒もあったでしょう。そういうところ外してどうするんですか。だから、町内全域を見て回ったときに、必ず私は小丸出口から先に回るんですよ。宮越、大池久保、そして最後は中鶴、蓑江に行くんですよ。そういうふうにして、しっかりと把握しとかなないと対策が立てられないんですよ。なぜ水害が起きるのかというところの対策を立てておかないと。だから、私、いらついて言っているかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、先ほど町長は答弁されました企業立地の問題とか、いろんな問題、財政の問題で誤解が多いし、間違いが多い。やはり、企業立地で商店街の皆さんやら、いろんな飲食業の皆さんがなされた発言の中には、全然、企業立地のことを御存じない方がほとんどでした。またそれに、企業立地条例に対応できる企業が1社もなかったということをお知らせしときたいと思います。

町長は、できるだけ公平公正で、本当にみんなが幸せになれるまちづくりしていただけたらと、本当に心から要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（緒方 直樹） ここで、発言者席の消毒を行います。5分ほどお待ちいただきますようお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員の質問を許します。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） こんにちは。朝から傍聴に来てくださっております皆様方にお礼を申し上げます。ありがとうございます。

今回の一般質問は、私が議員になったときから疑問を持っている企業誘致のための企業立地奨励条例の優遇制度について質問をいたします。

私が持つ疑問とは、条例の優遇措置の正当性が証明されていないということです。町民が納めた税金を財源とした補助金や固定資産税の課税免除は、結果として町民の生活や福祉向上につながり、広く町民の利益を増進する場合に限り行われるべきと考えるからです。私たちが納める税金の納税制度は、公共のサービス提供に必要な資金を調達することを目的に、行政が一方的かつ権力的に税金を徴収する性質を持っています。

しかし、納税者の私たちには、その使い道の結果が見えにくいため、行政側が説明責任を果たすことで、安易に補助金を出していないという税金の無駄遣いをしない姿勢を町民に示すことが重要になります。この補助金の社会公共の利益、いわゆる公益性の在り方を、議員として町民に代わりしっかりと考えなければなりません。

また、固定資産税の免除の場合も同じく自治体が条例上で規定を設け、町民に公益性があるという理由をもって課税免除などの措置を行っているというものです。

租税の基本原則は、公平、平等の原則にあります。町民の誰しもが納税義務を果たしております。企業に対し、課税をしないことは、明らかにこの公平、平等の原則に矛盾します。本来、行政予算である町民の福祉や公共のために使われるべき税金が、企業に限り免除されるわけですから、当然その行為が町民のためになるという公益の必要性が認められなければなりません。企業に対する税金の優遇制度の正当性がなければ企業への利益供与であり、町税を補助金として出すことはいかかなものかと考えます。その正当性を証明するにも、守秘義務などで企業の税収を明らかにできない現実があります。

しかし、行政執行部が条例の優遇措置の必要性を具体的かつ明確に示すことができないならば、私は議員として町民の社会公共の利益にはならないと判断しなければなりません。

そこで、今回の一般質問で企業誘致の費用対効果をしっかり検証していきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ここで休憩に入りたいと思います。再開は13時10分からといたします。

午前11時51分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

○5番（松岡 信博君） 登壇の質問を行います。

1、企業誘致の費用対効果について町長の考えを伺います。

2、黒木町長が議会議場で、最優先の自主財源の源が企業誘致であるとの発言をされました。その根拠を伺います。

3、企業誘致の今後の方針について町長の考えを伺います。

以下、4から19までは発言者席から質問させていただきます。また、事前に参考資料をお配りしておりますので、その内容も含め質問をします。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

日本は資本主義の国でありまして、もちろん共産主義の国であろうと、産業立国、農工商、産業振興があつてこそ税が生まれ、国は豊かになります。医療制度や福祉、社会保障、行政活動も、産業振興、経済活動、雇用で得た所得、人々の生活活動により税が生まれ、国は成り立ちます。産業があつてこそ、雇用の場が生まれ、人々は豊かさと幸せになれるのです。

明治の時代、福沢諭吉は心訓七則でこういっています。世の中で一番寂しいことは仕事のないことである。人の幸せは仕事をすることによって生まれます。人は仕事をするから豊かになり、幸せを得ることができるのです。ウェルビーイング、その、やるべき仕事があつてこそ、豊かさと幸せは得ることができる、それが基本です。過疎債や地方交付税、あるいはその他の補助金では、人の幸せ、豊かさ、ウェルビーイングを得ることはできません。産業振興、雇用の場の創出、働きがいのある仕事人が人を豊かに幸せにします。だからこそ、自主財源、産業振興、経済の活性化が重要です。

移住定住も、まずは仕事が第一であるという答えが出ています。

地方分権、地方の自治、地方創生、国に頼らない地方の自立が求められて半世紀、もう既に50年が過ぎています。依存財源、地方交付税、過疎債、補助金等で、まちづくり、町の立地を語る時代は大昔の理論にすぎません。自主財源、産業振興、経済の活性化を基本とした税収、雇用の場の創出、働きがいのある仕事から生まれる生活活動の税収が自治体の自立、地方創生の源です。ふるさと納税の自主財源も、実は産業振興から生まれる税

であり、地場産業があつてこそ返礼品が生まれています。全国の全ての市町村に企業誘致の制度があり、全ての市町村は企業を誘致することが自主財源の大きな源になっています。その基本の考え方に立ち、企業誘致の効果を語ります。

今後の方針等についてでございますが、新たな雇用の創出、企業従業員の居住や宿泊、飲食などの消費行動による地域商業への効果、その他工場建設などの設備投資による経済効果、雇用者の所得向上、固定資産税、法人町民税の増加など、一部間接的ではございますが、ふるさと納税返礼品提供による寄附の獲得といった効果が考えられます。また、その他にも、グローバル企業の誘致による町の知名度向上や、企業の社会貢献活動も期待できるところであり、奨励措置以上の効果があるものと考えているところです。企業誘致は自主財源の増加に重要なものであり、今後とも産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって町勢の発展に寄与することを目的として、高鍋町企業立地奨励条例に基づき、企業立地を全国の市町村の事例に倣い促進してまいります。

○議長（緒方 直樹） 5 番、松岡信博議員。

○5 番（松岡 信博君） 5 番、松岡信博。通告の質問の前に、午前中、中村議員の一般質問の中で企業立地奨励条例に該当する業種に観光やホテル、飲食業も含まれるという話を聞きましたが、それは間違いと思いますが、地域政策課長に判断をお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。高鍋町企業立地奨励条例の中の目的の部分に対象施設等がうたっております。「町内への企業の立地を促進するために、工場、試験研究施設、情報サービス施設、コールセンター、流通関連施設または観光施設を設置する者に対して奨励条例を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって町勢の発展に寄与することを目的とする」としておりまして、この中で観光施設という部分が、第2条の定義の中で「専ら観光、スポーツまたはレクリエーション事業に寄与することを目的とした施設で、風俗営業の対象とならないもの」というふうに定義をしております。

今般、具体的な対象施設となり得るかどうかという部分につきましては、申請計画をもって判断するものと考えております。

今般、飲食店等が業態変更等を行いまして製造工場を建設するというような計画も出ておりますので、そのような場合には対象となるというふうに判断しております。

○議長（緒方 直樹） 5 番、松岡信博議員。

○5 番（松岡 信博君） ホテルや小売業、飲食業は該当しないということだと思います。

それでは、質問は、まず平成元年から固定資産課税免除の実績、企業名を伺います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。固定資産税課税免除の実績、企業名についてでございますが、条例の全面改正が行われております平成22年度以降の記録を基に対象企業名をお答えいたします。

宝酒造株式会社、株式会社ユニフローズ、株式会社ひよっとこ堂、株式会社押川春月堂、株式会社黒木本店、株式会社井上商店、サンプラス株式会社、南九州化学工業株式会社、株式会社デイリーマーム、南薩食鳥株式会社、株式会社餃子の馬渡、エイムネクスト株式会社、キャノン株式会社及び宮崎キャノン、大分キャノン、株式会社ヤミー・フードラボ、合資会社木浦精米所、以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 17 分休憩

.....

午後 1 時 19 分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 今、課長が申しあげました企業以外にですね。少しその前に、平成元年の 3 月 27 日に高鍋町の企業立地奨励条例の制定がありました。基本は固定資産の 3 年間免除です。企業は工場を建てれば、それを解体するまで、あるいは土地を所有すれば、それが売却か譲渡するまで払い続けます。最初の 3 年間のことです。なかなか高鍋町も、全国の補助金を出すような地域間競争になった中で、いろいろと苦戦しながら、なかなか企業立地ができなかったわけです。平成元年の企業立地以来、これ、私の記憶と、そしていろいろ調査をしたところでは、平成 8 年 3 月に、今申しあげました企業以外に、ある企業が固定資産の免除の資格を得ています。平成 9 年、10 年、11 年と 3 年間にわたり固定資産免除を受けています。

しかし、この会社、倒産しておられます。企業立地奨励条例で最も許されない行為があったわけです。その会社、私は会社名を言うわけにはいかないんで言いませんが、質問しておられる方、分かるか分かりませんが、帽子を作っておられました。そして、その経営者の方、議員をしておられます。誰とは言いませんが……。

○議長（緒方 直樹） ちょっとすみません。お話は簡潔にお願いいたします。あと、それと松岡議員の質問にのみ、端的にお答えいただきますようお願いいたします。

○町長（黒木 敏之君） 端的です。

という会社が抜けておりましたので付け足させていただきました。

○議長（緒方 直樹） 5 番、松岡信博議員。

○5 番（松岡 信博君） 5 番、松岡。御丁寧にありがとうございます。

この条例には課税免除の回数制限がないので、企業が 1,000 万円以上、施設整備にお金をかければ、何回でも繰り返し固定資産の課税免除が受けられる制度です。特に回数が多いのは、黒木本店が 22 年間で 15 回免除、宝酒造が同じく 15 回、南九州化学が 10 回となっています。しかし、平成 10 年から 19 年にかけて実績記録がないということで、10 年間で不明です。今後、宮崎キャノンも、この 3 社に加わることになります。

このように課税免除が、特定の大きな企業に対し、通常的に行われてきました。町民を

雇用する採用条件もなく無条件に税金を免除することは、憲法第30条の納税の義務を犯すことになりかねません。見直す必要があると考えます。

それでは、次の質問です。町長が代表取締役の黒木本店が当事者なので、平成10年から19年までの不明な10年間の免除回数を伺います。

○議長（緒方 直樹） 副町長。

○副町長（稲井 義人君） 副町長。今の質問の中で、黒木町長が当事者なのでという御質問ですけれども、それは町長としてのお答えになりますが、よろしいでしょうか。（発言する者あり）

○議長（緒方 直樹） 松岡議員、すみません。今、ターンはこちらです。

副町長。

○副町長（稲井 義人君） ここは議場で議会の場ですので、議員の皆さんが質問する相手は執行部ですから、お答えは町長としてしかできませんので御了承願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 副町長。

○副町長（稲井 義人君） 先ほど、地域政策課長から答弁がありましたように、町としては記録がございません。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。国の課税免除の考え方は、高鍋町が独自で税金の免除を行ったものとし、納税はあったものと判断されます。そこで、納税と同額を、国から支給される地方交付税の交付金で差し引きます。高鍋町は平成元年から課税免除を繰り返すたび、交付金が減額されてきました。高鍋町は入るはずの税金は入らず、国から受ける交付金も減額となり、結果的には二重の損失を受けてきたのです。

そこで、企業側がどのような認識を持っているのか伺います。町長は黒木本店の代表取締役として、長年、課税免除を繰り返してきました。どのような認識で申請をされてきたのか伺います。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後1時25分休憩

.....

午後1時26分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。町といたしましては、地域社会に貢献している企業に対し、高鍋町企業立地奨励条例に基づき申請されたものと認識しております。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。この条例のために、当然のように課税免除が繰り返されてきました。町長は、この実態をもっと重く受け止めるべきです。交付金が減額されているのに、何の条件もつけず課税免除をするのでは町民のためになるはずがありません。現職

の町長が黒木本店の代表取締役の役職のまま、課税免除を受けていることを町民は知りません。町長が率先してやるべきことではないと思います。町民からモラルを疑われてしまいます。町長は税金を徴収している立場です。在任中は免除申請を控えるなど、立場をわかまえることが必要だと思います。

そこで、町長に伺います。補助金を出す行政執行者と補助金を受ける者が同一になることを禁止する民法108条、双方代理を禁じた法律規定に違反すると考えますが、町長自身はどのように考えているのか伺います。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後1時27分休憩

.....

午後1時27分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。同一人が同時に当事者双方の代理になると、双方代理はこれまでのところ本町の申請では発生しておりません。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。御自身の町民の代表としての立場、道義的責任と行政執行者としての倫理観を自覚していただきたいと思います。

では、次に、平成28年に条例が改正され、その後の補助金などの交付実績、年度ごとの企業名、金額を伺います。傍聴者の皆さんは資料の10番を参考にしてください。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。年度別にお答えいたします。

平成28年度、サンプラス株式会社へ雇用促進奨励金と工場等賃借料補助金、合わせて732万円、平成29年度、サンプラス株式会社、工場等賃借料補助金390万円、平成30年度、サンプラス株式会社、株式会社井上商店、株式会社デイリーマームの3社にそれぞれ企業立地補助金5,000万円、令和元年度、株式会社井上商店へ雇用促進奨励金240万円、株式会社餃子の馬渡へ企業立地補助金と雇用促進奨励金、合わせて1,019万円、令和2年度、株式会社デイリーマーム、雇用促進奨励金390万円、キャノン株式会社、企業立地補助金5,000万円、宮崎キャノン株式会社、雇用促進奨励金1,000万円、エイムネクスト株式会社へ雇用促進奨励金と企業立地補助金、合わせて1,278万円、令和3年度、エイムネクスト株式会社、通信回線使用料補助金7万円、株式会社南薩食鳥と株式会社ヤミー・フードラボの2社にそれぞれ企業立地補助金5,000万円を交付しておるところでございます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。補助金の制度において、町内企業も同じ対象になっています。これは、質問の中においても重要です。町内企業では、新たな雇用の創出や税金の増

収を求めても難しいと思います。なぜ、限度額5,000万円もの補助金を出す対象になるのか理解できません。企業は利益を上げて納税という形で社会に貢献することになっています。企業の納税した金額で回収もできない多額の補助金を与えることは、企業の納税の機会を奪うことになります。社会悪ともいえる理不尽さを感じてしまいます。

それでは、伺います。町外から誘致した企業と町内企業が同じ条件になっている理由と目的を伺います。資料は1番です。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。優遇措置の対象事業者の要件につきましては、高鍋町企業立地奨励条例に定められておりまして、町外から新たに進出する企業と、事業を拡大しようとする町内の企業、いずれにも、本条例の目的としております本町における産業の振興及び雇用機会の拡大を図るための設備投資や新規雇用増加を奨励しているものでございます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。この補助金制度は、企業誘致の条例なので、あまり町内事業者には知られておりません。町民の中には、町長に近い親しい特定の企業や事業者が得をするような不公平な制度だと言う人もいます。あくまでも企業誘致と町内企業の支援事業は違います。別な政策を設けて、分けて行うべきと考えます。

では、質問いたします。平成23年度から課税免除した企業名と年度別の総額を伺います。資料は8番です。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。資料8の中の14、キヤノン株式会社（増子社長）とありますが、こちらについては、正式には大分キヤノン株式会社と宮崎キヤノン株式会社でございます。で、それ以外につきましては資料のとおりとなっております。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。資料8番で分かるように、令和2年度の宮崎キヤノンへの課税免除は2億円に近いものと考えられます。そして、キヤノンの場合は補助金よりも課税免除額のほうが大きいことが分かります。

それでは、次に伺います。平成23年度から条例の指定企業名と年度ごとの税収総額を伺います。資料は9番です。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。平成23年度以降に、一度でも指定を受けた企業を累計したものとしてお答えさせていただきますけれども、そうであれば資料のとおりということでございます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。次に、宮崎県の誘致のための関連費用予算の内訳と総額を伺います。資料は6番です。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。キャノン株式会社誘致の関連経費について、議員作成の参考資料6でございますが、総額が49億5,960万円と示されておりますが、その内訳につきましては、土地取得及び造成費等が21億7,448万円余、キャノン株式会社の負担額が22億1,970万円余、解体工事費のほうは3億9,022万円余、で、そのうち南九州大学の負担額のほうは1億5,000万円、また、畑かん補償工事費1億2,241万円余、周辺の町道整備工事費、用地費等も含めますが、こちらのほうは22億7,248万円余となっております、歳入といたしまして、町道整備に係る補助金が10億5,361万円余となっております。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。それでは、企業誘致が高鍋町に与える具体的な成果を伺います。まず、人口増減数を平成23年度から年度別に伺います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。お答えいたします。

平成23年度、2万1,600人、平成24年度、2万1,538人、前年比にいたしまして62人の減少となっております。平成25年度、2万1,535人、同じく前年度比で3人の減少でございます。平成26年度、2万1,533人、同じく2人減。平成27年度、2万1,375人、同じく158人減少しております。平成28年度、2万901人、474人の減少でございます。平成29年度、2万687人、212人減少でございます。平成30年度、2万452人、235人減。令和元年度、2万250人、202人減。令和2年度、2万117人、133人減。令和3年度、1万9,986人、131人減少。令和4年度、1万9,542人、444人減少。いずれも4月1日時点の現住人口でございます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。町長は、初めは、企業誘致の目的は人口減少対策と説明をしていました。企業誘致が人口増加につながらなかった理由を町長に伺います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 企業誘致は雇用の場の創設と申し上げておりまして、人口減少対策、なんかないですが、人口減少というのは、令和2年3月に策定した高鍋町の人口ビジョンにおいては、令和42年ですね、あと20年後、人口が1万2,312人と推計しております。まあ、もう全国的に人口減少社会に入っておりまして、出生率が1.3人というですね、2人で2.07、現状維持ですが、1.3人という現状では当然減少していくわけです。企業誘致のみならず国の制度、その他の取組が必要であるという、認識しているのは私だけではございません。高鍋町の将来を見据え、人口減少対策のために必要な施策を講じること、人口減少を緩やかにすることで令和42年の人口目標を1万5,000人に設定したところでございます。企業誘致のあった時期の人口を見ると、人口減少が緩や

かになっていることから、人口減少対策としての効果も認められると感じているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 5 番、松岡信博議員。

○5 番（松岡 信博君） 5 番。それでは、誘致した企業が雇用した人数の総数と、企業別の人数を伺います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。雇用促進奨励金の交付の対象となりました町内に住所を有する新規雇用者の総数でございますが、134人でございます。サンプラス株式会社、6人、株式会社餃子の馬渡、8人、株式会社デイリーマーム、13人、株式会社井上商店、8人、エイムネクスト株式会社、3人、南薩食鳥株式会社、16人、宮崎キヤノン株式会社、69人、株式会社ヤミー・フードラボ、11人でございます。

○議長（緒方 直樹） 5 番、松岡信博議員。

○5 番（松岡 信博君） 5 番。誘致した企業は、雇用助成金を1名につき30万円受けていますが、雇用継続の確認を何年行っているのか伺います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。雇用促進奨励金でございますが、1年以上雇用されている新規雇用人数を基準といたしまして交付するものでございますので、継続雇用の確認期間は1年でございます。

○議長（緒方 直樹） 5 番、松岡信博議員。

○5 番（松岡 信博君） 5 番。現在、従業員の人手不足が起きております。高鍋町内の事業者を雇用者が次から次へと短期間に渡り歩く状態であれば、雇用助成金30万円を出す意味がないと思います。

次に伺います。条例にある補助金の交付条件は、町民を1年間で5名以上採用すれば限度額5,000万円の補助金を受けることができます。どのような理由で5名と決めたのか伺います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。新規雇用者の要件についてでございますが、過去の経緯も含めて申し上げますと、条例を平成元年度に制定した時点では、業種によりまして要件を設けない、または5人というふうにしておりました。その後、平成21年度の全部改正時に業種によりまして5人から15人の範囲で変更となり、平成27年の全部改正時に、平成21年度改正で要件が適用となる事例が少なかったことなどを踏まえまして、要件を緩和することで、中規模程度の事業者にも対応できるようになったものでございます。

○議長（緒方 直樹） 5 番、松岡信博議員。

○5 番（松岡 信博君） 5 番。資料の13番は、ハローワーク高鍋より頂いたものです。

西都・児湯地区の企業や事業者が求人募集をしているのが全体で1,259名、それに対

し、働く場所を探している求職者は901名となっています。職業別でいえば、工場の求人数は生産工程の68名に対し、35名の求職者しかいません。働く場所がないのではなく、働く人がいないのです。高鍋町の人口が減少している中で、これ以上企業誘致を進めると、企業の求人がより困難になるということです。これでは新たな雇用の創出という企業誘致の目的が成り立ちません。現実には、もうこれ以上の企業誘致は必要ないと言えます。これについて町長はどう思われますか。伺います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。農商工業、産業の最も振興の上で、どこの全国の市町村も採っている企業誘致の答えでございますが、議員がおっしゃる働き場所という観点で、高鍋公共職業安定所の一般職業紹介状況によると、4月の管内の有効求人倍率は1.21と、確かに有効求人数が多くなってはきておりますが、一般事務など、業種によっては求職者が多い状況があります。また、雇用の場の確保は、移住・定住につながるものでありますので、このような状況を鑑みながら積極的に企業立地を進めてまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。ちゃんと現実を受け止めてほしいと思います。

それでは、高鍋町の税収額を平成23年度より年度別に伺います。資料は7番です。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。税収額についてでございますが、おおむね資料のとおりでございます。ただ、平成27年度の税収につきましては、20億8,309万円が正しい数字でございます。

また、令和3年度、また今後の議会等で提案されますけども、現時点での決算額を申し上げます。22億2,030万円でございます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。億単位の補助金を出している割には税収が上がっていないようです。

それでは、次に伺います。平成28年から30年にかけて、サンプラスとデイリーマーム、井上商店に合計で補助金1億6,752万円を支出しています。3社の課税免除額の3年分を年度別に伺います。資料は4番です。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。資料のとおりでございます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。令和2年度から4年度までの年度別で3社が納税した税収金額を伺います。資料は同じく4番です。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。資料のとおりでございます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 最初に出した補助金や課税免除金額の総合計約1億8,333万円を3社の年間税収で回収するとするのなら何年かかるか伺います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。企業誘致に係る経費につきましては、各方面への波及効果を期待しての投資でございます。回収を目的にしたものではございませんので、そのような計算はいたしておりません。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。単純に考えると、高鍋町が投資した補助金と免除額合計約1億8,000万円を3社の納税額、4年間平均627万円で割れば29年間で回収できるということになります。しかし、これは3社の企業が29年以上も高鍋町の財源としては貢献しなかったことを意味します。その上、国は高鍋町の収入が財政基準額を超えることで交付金を減らします。そうすると、幾ら企業の税収が上がったとしても、その全額が高鍋町の財源にはならないということです。

それでは、町長に伺います。町長は、このことを承知の上で企業誘致を推進してるのか伺います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。企業は、継続する限り固定資産税を払い続けます。3年間の免除、それ一瞬にすぎません。そして、また、企業は経済活動する上で、また新たな投資をしていき、固定資産税、様々な税を上乗せしていくのが企業です。もちろん企業立地奨励条例を受けながら倒産するような会社があってはいけないわけです。そのような最悪の事例を1つだけつくっておりますが、そのようなことを繰り返すわけにはいきません。企業誘致の投資対効果です。企業が生む事業税、固定資産税、また雇用、従業員の給与、従業員の生活から生まれる税、取引先、資材の納入、関連企業の設立、新たな設備投資、地場産業との連携、地元建設業との連携、特にキャノンの建設に当たっては、ほとんどが地元企業の仕事としてなったわけでございます。ふるさと納税品の返礼、企業立地による不動産の活性化、関係人口の増加、観光・飲食業の活性化、企業ブランドによるメリット、その他多くの関連の税収、関連する産業など多くの税収増、様々なメリットと収益を生みます。特にキャノンさんの例で言えば、世界企業、宮崎キャノン株式会社は、投資、投資回収、投資期間という次の投資に向かう期間は、いわゆる今の時代っていうか、以前は10年で経営環境が変わると言われてますが、今では、もう5年での経営環境の変化です。投資、投資回収、投資期間、企業が新たな投資をする上では、利益から割り出していくわけです。キャノンさんの場合、新たな投資というのは極めて短い間に行う、これ行政に置き換えてもそのほどの収益のある会社であるというふうなことが言えます。

また、地方交付税等の比較でございますが、先ほども申しましたが、この50年、30年、地方の充実、地方分権の時代、自主財源の確保が言われています。依存財源から

自主財源に変えることを全国の市町村は行っているんです。地方交付税だけで——すみません、笑えてきてですね——地域の財源を見るという時代は、もう３０年前の話ではないかと思います。自主財源をどれだけその地域が確保し、そして強くなったか、産業が興ってきたか、そのことが極めて重要であります。

そのようなことを含めて、交付税の仕組みについては、承知しているところでございますが、企業誘致には新たな雇用の創出、企業従業員の居住や宿泊、飲食などの消費行動による地域商業への効果、その他工場建設などの設備投資による経済効果、雇用者の所得向上、固定資産税、法人税、町民税の増加などがあり、また、地方創生を進めるにおいても企業立地を着実に進め、持続的な経済成長を牽引する原動力として生かしていくことが全国の市町村の事例に倣い、地域の活性化に必要な、重要な産業振興の策であると考えております。

○議長（緒方 直樹） ５番、松岡信博議員。

○５番（松岡 信博君） ５番。企業誘致による多額の費用負担が高鍋町の財政状況に与える因果関係を伺います。

まず、補助金や助成金の合計３億５，０５６万円は町民が納めた税金も原資になるのか伺います。資料は１０番です。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。企業立地補助金や助成金につきましては、財源は町の一般財源となります。一般財源でございますので、町税、そのほか地方交付税、地方譲与税などと同様に町税の一部が含まれているということでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ５番、松岡信博議員。

○５番（松岡 信博君） ５番。キャノン誘致やインフラ整備費用を理由にした借入金はどれくらいになるのか、また、支払額はいつまで、どれほどになるのか伺います。資料は７番です。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。キャノン誘致に係るインフラ整備のための借入金につきましては、令和３年度までの実績で申し上げますと、用地造成に６億７，８００万円、関連道路整備に９億６，２９０万円の借入れを行っております。用地造成分につきましては、既に返済を完了しておりますが、関連道路整備分につきましては、令和３年度から元金の返済を開始しており、令和２１年度までに１０億３９３万１，３３９円、こちらは利子を含む金額でございますけれども、この額を返済していくこととしております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ５番、松岡信博議員。

○５番（松岡 信博君） ５番。神祭野坂、いろは坂と言われる道路工事などのインフラ整備費用は、まだこれから返済が始まると思います。

それでは、質問いたします。企業誘致の費用負担は、高鍋町の財政にどのような影響を与えるのか伺います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。企業立地が進んだ際におきましては、補助金等の費用負担がございますが、立地企業からの税収はもちろんのこと、雇用の創出による個人住民税の増収、町内経済の好循環化による税収の底上げなど、長期的に得られるメリットも非常に大きなものがあると考えております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 5 番、松岡信博議員。

○5 番（松岡 信博君） 5 番。キャノン工場建設の関係費用を高鍋町が借金をし、町民の血税で払っているようなものです。町長が条例の内容を理解し、本当に町民のためになる税金の使い方をしているのか、正しく判断しなければならないことを強く考えさせられます。

それでは、質問いたします。宮崎県内市町村別健全化判断比率による高鍋町の財政状況を伺います。

まず、経常収支比率 96.4%とは県内でも最下位です。この数値が表す高鍋町の財政状況を伺います。資料は 2 番です。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。経常収支比率は、地方税や地方交付税等、地方贈与税や各種交付金などの経常的な一般財源が、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費にどの程度充てられているかを示す指標でございます。

近年は、地方債の充当率が引き上げられ、かつて投資的経費に充てられていた一般財源が地方債に振り替わり、後年度の公債費となっていることや、増加傾向が続く扶助費によって数値が押し上げられ、高い数値になりやすい傾向にあります。数値が県内ワーストである事実は楽観視できるものではございません。しかしながら、数年先をシミュレーションしながら先を見据えた財政経営を行っており、現段階では高鍋町の財政に支障を来すものではないと判断しているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 5 番、松岡信博議員。

○5 番（松岡 信博君） 5 番。実質公債費比率 13.4%の数値が表す財政状況を伺います。資料は 3 番です。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。実質公債費比率は、公債費やそれに準ずるものの標準財政規模を基本とした額に対する比率を示す指標でございます。この数値が 18.0 を超えると、地方債発行の際に県の許可が必要となり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、25.0 以上が早期健全化基準、35.0 以上が財政再生基準とされており、地方債の発行に制限が設けられております。

以上のことから、経常収支比率同様、数値が県内ワーストである事実は楽観視できるものではないです。しかしながら、いずれの基準にも達していない現状がございます。即座に財政経営に支障を来すものではないと判断しているところでございます。今後も財政分析をしっかりと行いながら、数年先をシミュレーションしながら、先を見据えた財政経営を行ってまいります。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。平成27年度から経常収支比率と実質公債費比率の数値が段階的に悪くなっています。企業誘致の費用負担が財政上どのような影響をしているのか伺います。資料は7番です。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。企業誘致の費用負担が、経常収支比率と実質公債費比率にどのように影響しているかについてでございますが、まずは経常収支比率につきましては、現段階においては企業誘致に係る大半の経費が臨時的な支出に分類されるため、経常収支比率への影響は極めて小さなものと考えております。

次に、実質公債費比率につきましては、工業用地造成事業特別会計の地方債の元利償還金が含まれているため、少なからず数値を押し上げているものと考えております。

こちらの工業用地造成事業特別会計につきましては、昨年度で償還が終わっておりますので、この実質公債費比率は3か年の平均を取った数値でございます。3年後につきましては、この影響がなくなるものと考えているところでございます。

また、令和3年度以降は、関連道路の地方債の元利償還金も増加するため、両指標の数値を押し上げる要因となることが考えられております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 高鍋町の財政状況を示す、先ほどの2つの数値を改善するためには、どのような対策を行うべきと考えるか、町長に伺います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長です。2つの数字を御質問ですが、ここで同じ考えかどうかを御質問、反問させてもらっていいですか。質問の意味を確認します。

○議長（緒方 直樹） 質問の意味の確認ですね。

○町長（黒木 敏之君） 議員のおっしゃる経常収支比率、これは経常収支比率は何ですか、どうやって計算されますか。お答えください。（「すみません、それは反問にはならないです」と呼ぶ者あり）反問ですか。（「反論ですか」と呼ぶ者あり）意味が、意味を説明してくださいという反問にならないですか。（発言する者あり）多分、分かっておられないと思うんで言っているんですけど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、同じ質問します。実質公債費比率ですね、この説明と、これどうやって計算するかお答えください。（発言する者あり）反問にならないですか。分からなくて質問し

ていいんですか。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午後 1 時59分休憩

.....

午後 1 時59分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

○町長（黒木 敏之君） それでは、経常収支比率と実質公債費比率ですね、この2つの数値を改善するための対策ですが、方法論としては公債費の抑制、自主財源の確保なわけがあります。また、自主財源の確保においては、企業誘致というのは目先ではなく、10年、20年、5年、中長期的に税收あるいは雇用を大きく生むものであるという認識が必要です。しかしながら、現状を軽視するわけではございませんが、指標を改善するがために町政を停滞するわけにはいきませんので、本末転倒ではございますので、今後も選択と集中の観点から財政経営課や担当課と協議を重ねながら、健全で持続可能な財政運営を実現していくことで、数値の改善は中長期的には計画的に図られると考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 説明にもありましたが、経常収支比率とは、年間収入額のうちで経費支出額の割合を示すものです。数字が高いほど財政的に余裕がないことを表しています。経費でも経常的通常経費と臨時的経費に分けられるので、96.4%とは100%に相当近いと考えられます。高鍋町にはほとんど新しい事業をする余裕などないことが分かります。

また、実質公債費比率とは、年間収入に対する借金返済に充てられた金額を割合で示したものです。18%以上になると借金をするにも総務省の許可が必要となり管理されることとなります。この数字が表しているのは、無駄な事業はやめて健全な行政運営をするようにと指摘しています。

次の質問は、ふるさと納税基金4億円を取り崩し、一般会計予算に繰り入れた理由を伺います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。ふるさとづくり基金繰入金についてでございますが、ふるさと納税につきましては、寄附者から寄附をしていただく際に6つの用途からいずれかを選択していただくこととしております。寄附者の御意向に沿った事業に、このふるさとづくり基金を充当しておるところでございます。令和4年度当初予算におきましても、それぞれの用途に合致する事業に充当した結果、約4億円の繰入れとなったところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ここで、一旦休憩に入りたいと思います。2時15分から再開した

いと思います。

午後 2 時04分休憩

.....

午後 2 時15分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

5 番、松岡信博議員。

○5 番（松岡 信博君） 5 番。ふるさと納税で集められた寄附金は自治体によっては子育て支援や教育、福祉、医療の充実など、自治体の未来のために使われているものが多いようです。本来なら町民の新しい事業のために使うべき基金です。高鍋町では、幾ら使い方が自由といっても、全課挙げて消耗品から負担金、コロナウイルス対策まで、ふるさと納税基金がないと行政予算が回らないような状態になっています。ふるさと納税制度はいつ終わるか分かりません。このような基金に依存するような行政運営では大変心配です。余裕のある行政運営を目指すべきと考えます。

それでは、次の質問です。地方交付税の仕組みで、毎年誘致企業の納める税収増加で地方交付税の交付金はどのように変化するのか伺います。資料は 4 番です。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。まず、地方交付税の仕組みについてでございます。地方交付税と申しますのは、標準的な行政の経費を税収とかの収入で不足する部分を国が補うものでございます。例えば、標準的な行政の経費、50 億円と仮定をしますと、税収が 20 億円だった場合は 30 億円が地方交付税、失礼しました、税収と言いましたけども、税収にいろんな係数掛けて計算をしますので、ここでは基準財政収入額と言わせていただきたいと思いますけども、50 億円の行政を行うために基準財政収入額が 20 億円であれば普通交付税は 30 億円。逆に基準財政収入額が 30 億円であれば、残りの 20 億円を普通交付税で、国が賄うというような制度でございます。

企業が納める税収が増えるということでございますけども、この基準財政収入額が増えることになりますので、その分、普通交付税は減らされるということにはなります。ただし、その両方を足した数字につきましては 50 億円、基準財政需要額と申しますけども、この 50 億円から変わるものではございません。基準財政収入額が 5 億円減れば、交付税は 5 億円増える。逆に、基準財政収入額が 5 億円増えれば、地方交付税は 5 億円減るというような形で計算されているものでございます。

ただし、この先ほどからの自主財源の確保という話がございすけども、基準財政収入額と普通交付税の違いでございます。基準財政収入額につきましては、地方の自助努力により税収が増えた場合につきましては、その 75% だけが基準財政収入額に算入される。簡単に言いますと、4 分の 3 はそっちのほうの普通交付税の経費から引きますよと、普通交付税を減らしますよ、ただし、残りの 4 分の 1 については、地方で自由に使ってくださいよというようなことになっております。ですから、地方が 10 億円の新しい税が増えた

場合に、その分10億円、普通交付税を減らされると結局地方はどんだけ頑張っても自分たちの手元には何も残らないという事態が発生いたしますので、国のほうの制度におきまして、25%だけは地方で自由に使ってくださいというような制度になっているものが地方交付税制度でございます。

ですから、自主財源の比率を増やして、増えた税収の25%が町の収入に上乗せされるという形になります。先ほど、質問でございますが、誘致企業の納める税収が増加するということでございますけども、増加すれば、その増加した分の25%が町の収入が増えるということですので、自主財源の確保は大事ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 地域未来投資促進法の宮崎県の交付税減収補填制度を申請した企業名を伺います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。

お答えいたします。

宮崎キャノン株式会社、南薩食鳥株式会社、株式会社黒木本店、株式会社デリーマーム、江夏商事株式会社の5社でございます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。どのような制度なのか、高鍋町のメリットを伺います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。制度概要でございますが、宮崎県及び県内の26市町村で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、通称地域未来投資促進法、これに基づく基本計画を策定しておりまして、この基本計画に沿った地域経済牽引事業計画を事業者が作成いたしまして、県の承認を受けることによって、課税の特例などの支援措置を受けることができるようになる制度でございます。

宮崎県の計画におきましては、フードビジネス、成長ものづくり、ICT関連産業、観光産業、環境エネルギー関連産業、ヘルスケア産業、林業・木材産業、まちづくり、成長期待企業、物流関連産業の各分野におきまして、活発に地域の経済を牽引する事業が創出されるよう、国・県及び市町村の制度などを活用しながら支援を行いまして、地域経済の活性化を目指すこととされております。

本町に限ることなく、広域的に地域経済の活性化に取り組むというスケールメリットがあるものと考えております。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 申請されていない企業11社の課税免除額は地方交付税の交付金から減額されるのか伺います。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。課税免除した固定資産税についてでございますが、交付税算定上はその固定資産税収入があったものとみなし、基準財政収入額に算入をいたしております。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 平成2年の交付金減額の約1億6,000万円の原因はこの11社の課税免除によるものと考えられます。資料は11番と8番です。

企業誘致のメリットは、地域未来投資促進法の制度で、宮崎県が指定すれば課税免除額の3年間の75%の減収補填があり、交付金が25%しか減額されないというものです。その認定を受けているのは、高鍋では4社だけです。高鍋町の財源となるのは資料12番となります。令和2年度、3年、4年度の合計4億3,880万円が交付金の減収補填額として支給され、高鍋町の財源となります。

それでは、質問です。誘致企業が納税する税収増加で、高鍋町の実質的な財源となる年度ごとの金額を伺います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議員の言われる実質的な財源というのが、誘致企業の納税額と普通交付税における基準財政収入額の差額ということを指しているのであれば、基準財政収入額には、ほかのいろんな要素も入ってまいりますし、基準財政需要額も年度によっていろいろ変動してまいりますので、具体的な金額を算定するのは困難でございます。ただし、先ほど申しましたとおり税収増、その25%は高鍋町の実質的な財源が増えるということでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。具体的な数字は行政としては出せないということだと思います。

高鍋町の財源額は、国から基準額が設けられています。企業の税収は上がっても交付金が減額されることで、増えもせず減りもしません。その予算から企業誘致で起こした借金を返済することになります。その借金返済が終わるまでは、高鍋町の財政状況は大変厳しい状態にあります。このような企業誘致を繰り返していると町民の行政サービスの低下は免れません。高鍋町は、国の地方交付金の交付団体である限り、税収と交付金のバランスで行政運営を行わなければならないのです。このように高鍋町が受ける交付金の減額の影響や、多額の補助金を上回るだけの公益性が企業誘致にあるかどうかが問われております。

それでは、質問です。企業誘致の費用総額を誘致した企業の税収で回収するとするなら何年かかるのか伺います。資料は5番です。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。先ほども答弁いたしましたが、企業誘致

に係る経費につきましては、各方面への波及効果を期待しているものでございます。波及効果を期待しての投資でございますので、回収を目的としたものではございませんので、そのような計算はいたしておりません。

また、財政運営に当たりましては、先ほども申しましたとおり、長期的なシミュレーションに基づきまして財政運営を行っておりますので、財政破綻を起こすようなことはございません。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 5 番、松岡信博議員。

○5 番（松岡 信博君） 5 番。結論から言えば、企業誘致で投資した資金は取り戻せません。高鍋町が投資した約 26 億円の資金も、令和 2 年から 4 年にかけて受けた減収補填の約 4 億円。そして、税収の 25% アップしか使えないということになります。資料は 12 番です。残り 22 億円から 20 億円は、高鍋町の予算の負担となり補助金の支払いや借金返済が重くのしかかっています。

それでは、伺います。これほど多くの金額を投資しておきながら、具体的な成果を数字で表すことができない、資金を回収すらできないのでは大きな損失と考えます。この責任は町長にあると考えますが、この事態をどのように町長が考えるか伺います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。先ほどから地方交付税とか出ますが、地方交付税、過疎税、過疎債とか補助金等ですね、依存財源でまちづくり、町の自立を語る時代は、先ほど申しましたが、大昔の話でございます。自主財源、産業振興、経済の活性化を基本とした税収、雇用の場の創出、働きがいのある仕事から生まれる生活、その税収が自治体の自立、地方創生の源です。町の人々の幸せと豊かさは、仕事があつてこそだということをですね。地方交付税が町民を幸せにすることではないということは理解しておかねばなりません。

また、企業誘致の投資効果ですね、これ全国どんな市町村も得る効果でございます。企業が生まれる事業税、固定資産税、雇用、従業員の給与、従業員の生活から生まれる税、取引先、資材の納入、関連企業の設立、新たな設備投資、地場産業との連携、地元建設業との連携、ふるさと納税の返礼品、企業立地により不動産の活性化、関係人口の増加、観光・飲食業の活性化、企業ブランドによるメリット、その他多くの関連の税収、多くの産業、多くの税収等ですね、長期にわたって企業がつくり出し、生み出し、雇用することで生まれてきます。もちろん、倒産するような会社があつたらとんでもない損失になります。企業誘致は、高鍋にそのような様々な効果をもたらす事業でございます。

また、高鍋町企業立地奨励条例の奨励措置は、工場や設備等の新設や増設を奨励することで資金を取り戻すという性質のものではありません。

○議長（緒方 直樹） 5 番、松岡信博議員。

○5 番（松岡 信博君） 5 番。今起きている現実を自覚してほしいと思います。

町長は、企業誘致を推進し、自治体新電力事業も計画しています。近年の財政状況を踏

まえ、町長は高鍋町をどのようにしたいと思っているのか伺います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。先ほど、中村議員のときのような同じ御質問がありましたので答えますけど、施政方針の中で申し上げておりますが、高鍋町の揺るぎないビジョン、豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生。豊かとは、幸せを実感できることであり、美しいとは、自然環境と人の心の美しさのことであり、歴史とは、積み重ねた高鍋町の改革、また挑戦していく取り組み方、文教とは、人を育て優秀な人材を輩出するということです。改革の努力を積み重ねていく風土の中で、優れた人材が育ち、若者がチャレンジできて、働きがいのある雇用の場があり、高齢者が生き生きと健康に暮らせて、子育て、教育に最適な施設と福祉環境を備えた誰もが住みたいと願う豊かで美しい城下町の再生、それが高鍋町の揺るぎないビジョンであります。

また、それを支えるのが産業振興であり、その中心となって取り組むべきは企業誘致であるというふうに考えます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。資料は7番になります。

高鍋町は、借金の増額に伴い、令和3年度から6年度まで年に7億円以上の返済が続きます。この状態では、町民のために使われるべき予算が借金返済に回されることになってしまいます。町長は高鍋町の財政を悪化させた上に、商工会館を町有地に建てさせ、教育委員会を入居させ、1億円でできる庁舎を30年契約で2億6,700万円も払う契約をしました。また、現在、高鍋町が計画している自治体新電力事業は、多くの自治体や電気事業者の撤退や経営破綻が相次ぐ中、新たに組みもうという考えは狂気の沙汰としか思えません。私には黒木町長がこの高鍋町をどうしたいのか分かりません。このような税金の使い方をしていれば、住民サービスの低下を招き、人口減少を加速させます。まず、町長がやらなければならないことは、企業立地奨励条例を凍結し、補助金や課税免除などの優遇措置を停止すべきです。企業からの適正な税金を徴収し、町民の生活に直結する事業政策に予算を転嫁することが求められています。

教育現場の学校施設の老朽化は待ったなしの状態です。高鍋の将来を担う子どもたちに教育という財産を残すために、行政に携わる者として、最善の努力をしなければなりません。

それでは、質問いたします。資料は7番です。高鍋町の税収は、個人町民税の7億8,000万円と、法人町民税1億1,000万円を比較しても、町民から広く浅く集めた金額のほうが企業よりも多くなっています。また、地方交付税は町民の生活水準を守るために交付されるものです。高鍋町の財政を支えているのは、間違いなく町民が主体であると考えます。町長の方針である事業の選択と集中は、町民の教育、福祉、高齢者対策など、生活に関する事業を第一に考えるべきだと思います。町長はどう考えるか伺います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 住民の皆さんの税金、これは、日本という国ですね、産業で働いてから税金が生まれるわけです。企業で働いた皆さんがその税金を納めております。基本は産業立国でございます。産業があって生まれるんです。これは全国どこの市町村も全て同じです。

過疎の村の全国町村会副会長とお話しします。なかなか企業誘致ができない、だから第三セクターをつくる、そして、わずかな林業・農業に力を入れ、そして、そこからの税金を得ようとする努力をする。高鍋町のような立地条件があって、交通の便があり、企業を誘致できる場所、自主財源を確保できる町は非常に羨ましいという話を何度も聞かせていただきます。

ただ、これも、企業誘致奨励条例制度をつくっただけでは、今まで企業誘致はできなかったんです。努力して、来てもらう努力をしない限りは地域間競争です。企業は来ないんです。そして、長期的に雇用を生み、町を潤し、人の仕事としての豊かさと幸せをつくることができるわけです。その財政方針、あるいは企業誘致の方針の中で、我々は、限りある財源を有効に活用するために、何をその中で取り組むべきか見極めた上で政策の実現を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。では、最後に伺います。平成28年から行われてきた企業誘致の実態は、多額の補助金や課税免除を繰り返し、高鍋町の財政を悪化させてしまいました。企業の税金は、交付金減額のため、国から吸収され、国の財源となります。高鍋町は結果的に自主財源より20億円以上を支出することになり、大変厳しい財政運営を強いられています。町長は、この実態を踏まえ、今後も企業誘致を行うつもりか伺います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町の財政状況ですね、中長期的な視点に立って、極めて計画的に進んでいると私は認識しているところでございます。町民の税金を上げたり、上下水道代を上げたり、また、あるいは様々な福祉に怠るようなことは一切することもなく、町政運営ができると考えております。

今後も全国の、何度も言いますが、市町村のどこもがやっておられる事例に倣い、高鍋町企業立地奨励条例に基づき、積極的に企業誘致を将来の高鍋町の自主財源確保のために図ってまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。今回は、企業誘致には公益性があるのかの質問をしてみました。企業が納めなければならない税金を合法的に条例にのっとって納めていないという現実があります。これは企業側が悪いものではありません。高鍋町の企業立地奨励条例の制度が税金の無駄遣いを助長している仕組みだからです。高鍋町民は、自分たちの生活関連の予算を犠牲にし、その上、借金返済の責任義務を押しつけられているようなものです。

高鍋町の自主財源から20億円以上も出したら、当然行政サービスがおろそかになります。町長がどのようにして町民の暮らしを守ろうとしているのか分かりません。今、高鍋町が進めている企業誘致は、企業を誘致しても人口は増えない、財政上の財源確保にはならない、雇用の創出といっても働く人がいないというのが現実です。現在の企業誘致は、企業に多額の税金を投資するだけで、町民にはメリットはない、町民への公益性はないと結論づけられます。高鍋町が企業誘致に約26億円もの資金を投資しなければ、新しく図書館建設や教育学校施設の充実、福祉や高齢者の支援対策など、もっと町民のためになる身近な事業ができたと思います。

したがって、現在の条例を見直し、検討する時間が議会にも執行部にも必要であると考えます。私としては企業立地奨励条例の凍結を求め、このたびの一般質問といたします。

以上です。

○議長（緒方 直樹） これで、松岡信博議員の一般質問を終わります。

ここで、消毒のため10分程度休憩したいと思います。再開を2時50分といたします。

午後2時39分休憩

.....

午後2時50分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、2番、永友良和議員の質問を許します。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 皆さん、こんにちは。眠たくなる時間がやってまいりました。それにもかかわらず、今日は本当にいつになく午後からもたくさんの傍聴席の皆さん来ていただいて、本当に心より感謝申し上げます。

初めに、昨年12月議会において、私は農家出身でありますので、農家さんたちが使用する生分解マルチの補助の継続を質問したところ、本年度令和4年度におきましても昨年と同等の補助金を執行していただき、町長、副町長はじめ関係課の皆さんに心よりお礼を申し上げます。

それでは、通告に従いまして、大きく3件について一般質問をさせていただきます。

1件目は、先ほど午前中、中村議員からも町営住宅のことについては質問が出ましたが、重なる場面もあるかもしれません。

時々入居時の連帯保証人の相談を受けたり、老朽化が進んでいる場所も見受けられる町営住宅の現状と今後の課題について質問をいたします。

2件目は、姉妹都市との交流活動について伺います。高鍋町は、福岡の朝倉市、山形の米沢市、それと宮崎の串間市3つが姉妹都市となっております。

3件目は、高鍋駅舎について、設計段階に入っているとは思いますが、町長が描かれている構想があればお伺いしたいと思います。

なお、1 件目の町営住宅の現状と課題につきましての 1 から 6、2 件目の姉妹都市との交流活動についての 1 から 3、3 件目の高鍋駅舎についての 2 から 4 及び詳細につきましては、発言者席にて行います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。

高鍋駅舎改修の構想についてでございますが、高鍋駅舎は重要な交通の拠点であると同時に、本町の玄関口として町の顔となる存在であると認識しております。

現在の駅舎は非常に古い建物であるため、耐震強度も弱い構造となっております。

また、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響による生活スタイルの変化などにより、利用者が減少している状況でございます。そのため、利便性と耐震性を確保し、アフターコロナを見据えた改修を計画中であり、将来は高鍋駅周辺の整備と併せ、本町における交流拠点の一つとしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 2 番、永友良和議員。

○2 番（永友 良和君） 2 番。それでは、町営住宅について 1 番目の質問を展開していきたいと思います。

まず確認をしたいと思いますが、現在、町営住宅は何か所あるのか、私の記憶では 8 か所ぐらいかなというふうに、最初は 7 か所しか私思い浮かばなかったんですが、8 か所でよろしいのか確認したいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。町営団地の数につきましては、持田、堀の内、正ヶ井手、水除、石原、舞鶴、川田、小丸の 8 か所でございます。

○議長（緒方 直樹） 2 番、永友良和議員。

○2 番（永友 良和君） 2 番。8 か所で間違いなかったと思います。

それでは、それぞれの築年数を聞きたいと思いますが、全部は時間がかかると思いますので、古いものと新しいもの、その辺だけでもよろしいと思いますので、お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。堀の内団地が一番古くて建築年度が昭和 43 年ですので、築年数が 53 年たっております。一番新しい持田団地の建築年度が平成 21 年です。築年数が 12 年たっております。

○議長（緒方 直樹） 2 番、永友良和議員。

○2 番（永友 良和君） 2 番。一番古いのが堀の内ということで、53 年たっているということですね。分かりました。

それでは、それぞれの部屋数があると思いますが、と、できれば入居率が分かればお伺いしたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。持田団地が124戸、堀の内団地が58戸、正ヶ井手団地が48戸、水除団地が30戸、石原団地が16戸、舞鶴団地が154戸、川田団地が4戸、小丸団地が72戸の計506戸でございます。

入居率につきましては、506戸のうち383戸が入居しておりますので、入居率は75.7％となります。

その中で、堀の内団地が政策空家として募集を行っていませんので、堀の内団地の入居率は34.5％となっております。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。今、入居率が75.7％ということで、堀の内につきましては、現在入居されている方で、もう後は募集をかけないということよろしいでしょうか、もう一回。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。

それでは、入居されている方々のちょっと気になるところが、年齢層が分かればお教え願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。5月31日現在でございますが、30歳未満が28％、30代が6％、40代が13％、50代が11％、60代が15％、70代が18％、80歳以上が9％となっております。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。分かりました。

かなり、まだ30歳未満が28％ということで少し安心したんですが、どこも県内のそういう町営あるいは市営の住宅なんかは高齢化が進んでいると。お年を召してから入ってくる人たちが増えている状況であるというようなことがちょっと載っておりましたので、今、高鍋の聞いたところによりますと30歳未満が28％ということで、多いんじゃないかなというふうに思っただけでございます。

次に、家賃については、条例にもうたっておりますように、毎年、町長に収入の申告をするということになっていると思いますが、したがって収入の増減によって幅があると思いますが、家賃も変動するということで理解してよろしいのか、お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。年に1回、マイナンバーカードの提出、ない方は所得証明書の提出をお願いしております。それで家賃の算定を行っているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。分かりました。

それぞれの住宅が今8か所ありましたが、それでその家賃のことに関係して、基準額というようなものは設けてあるのか、もし分かればお教え願うと助かりますが、もう分からなかったらいいですけど。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。そこそこによって築年数によっても違いますけど、基準額というのがございまして、一番最高額というのも約3倍ぐらいに、基準額の3倍ぐらいになるところでございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。分かりました。

それでは、安いところでは月3,000円とかいうところの基準があるんじゃないかと、聞くとところによると、思っておりますが、冒頭にも発言しましたが、私がこの質問の中で一番メインにしているところは、入居者の方々から時々相談を受けることがありました、過去に。連帯保証人のことです。

条例によると、入居者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人の連署する誓約書を提出することと書いてあります。この中で、連署と書いてありますので、これ連帯保証人が2人要ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。おっしゃるとおりでございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2人ということですね。

先ほど、年齢層についてお伺いしました、答弁頂きましたが、30歳未満も28%と多いということなんですが、60代以上をちょっと計算してましたところ、先ほどの、43%、約半分がもう60以上、還暦を過ぎた方々が町営住宅に入居されているということが分かったわけですが、若い人たちはまだこれいいんですが、年齢が上がるにつれて、保証人を2人探すことが大変苦勞するという声をよく耳にします。

こういうことは、例えば建設管理課とかに、入居される町民の方々からの問合せとかは来ていないのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。確かに連帯保証人2人というのは、探すのが難しいという声は聞いております。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） そのときの対応としては、どういう対応をされているのか、もしよければお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。現在のところは、連帯保証人2人ということでお願いをしておるところでございます。しかし、県が令和2年度に1人に変更しております。こういうことを踏まえて、近隣市町村の動向を見ながら、また今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。例えば、2人中、80代になると、もし1人がもう亡くなったりすると、もう友達もだんだんいなくなるわけですよ、80代超えると。

そういう中で、私も1人は身元引受人というような形で必要ではないかと、私自身の考えですよ。と思っているんですが、この2人というのは、今、課長からの答弁がありましたように条例には書いてありますが、それをこれから緩和できないのか、もう一度、再度答弁をお願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。条例の連署という文言をどうするかということも含めて今後検討していきたいと思いますが、最低1人はいないと、何かがあったときにいろんな家財道具をどうするかとか、そういうのもございますので、1人はお願いしたいところでございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。私も1人は必要だろうと、いろいろなことがあった場合に考えておりますので、その連署という条例の中の文言を、1人または2人とかいう言葉に置き換えていただくと、高齢の方々は、少しでも入居したいんだけど、なかなか保証人がいないから入居できないと言うて悩まれている人たちもいますので、何とぞ、町長含めよろしくお願ひしたいと思っております。

その中で、この町営住宅の中で、各自治体を今悩ましているのは空き家、空き部屋の問題ではないかと思っております。5月23日のちょうど宮日、私この質問を出して3日目だったと思いますが、宮日新聞に空き家の割合、一部募集停止も含め、うちも堀の内が募集停止になっておりますが、例えば都城市では、空き部屋のパーセントが34%、かなり高いです。宮崎の県営におきましては、18%。高鍋にもありますが、持田に。それと宮崎市、市が運営する住宅が20.1%ある。それと延岡市も高くて22%となっております。

本町では、入居率が75.7%ということで、約、空き家率が25%ぐらいになるんじゃないかなと思います。本町としても、古くなってきていることも含め、空き家の部屋数は高い状態になってきているんじゃないかなと思っております。

最後に、先ほど築年数をそれぞれの聞きましたが、堀の内のように台風でよく被害が出るところ、瓦によくブルーシートがしてあります、台風が来るたびに。しかし、入居している人は数少ないということで。そういうところも含め、8か所ある町営住宅の維持管理、これ大変だと思いますが、その町営住宅の運営について今後どう考えていくのか、お伺いしたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。耐用年数を超過している住宅は老朽化が著しく、維持管理に相当な費用がかかっております。

今後は、人口減少等も考慮しながら、適正な数の公営住宅を運営していく必要があると

考えておりますので、長寿命化計画のフォローアップを行いながら、住宅の建て替えあるいは廃止、目的外使用。あるいは民間アパート等の活用も視野に入れながら、適切に住宅の維持管理、修繕を行ってまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。今、課長の答弁の中にもありました、例えば建て替え、これも新聞に書いてありましたが、建て替えれば莫大な費用がかかるわけです。

複数の団地を集約して、時代のニーズに合ったものを建て替えていかなくちゃいけなくなるだろうと私も予想しますが、そのための財源となる今、家賃が、入居者が少ないものですから家賃が入ってこない。そういうことで、大変やっぱりどこの自治体も難しいのではというふうに言われております。

また、延岡にあります九州保健福祉大の三宮教授「さんみや」と言うんですかね、新聞に書いてありましたが、今、課長が答弁したようなことを言われております。

民間の賃貸住宅を借り上げて家賃を補助する形が、住民も地域に溶け込みやすい。民間事業者と協力して見守り支援者が常駐するなど、福祉の生活支援とセットになったサービスも、今後求められるのではないかと書いてありましたので、ぜひ先ほど課長はしっかりここを答弁していただきましたが、読まれたのかどうか分かりませんが、これを参考にして、今後の町営住宅の運営に役立ててもらえればと思っております。

どんどんこうやって老朽化していく町営住宅の管理運営に関しては、大変ではあると思いますが、入居される方々が安心して利用できる、今後も努力を重ねていってほしいことをお願いしまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、大きな2番です。姉妹都市との交流活動についてであります。

まず、現在コロナ禍で、姉妹都市とは交流が実施されていないとは思いますが、子どもたちの交流があった朝倉市あるいは米沢市です。串間とはやってなかったんじゃないかと私の記憶ではあります。そういう、コロナの前は、どのような文化・スポーツ面で交流をしていたのか、私も昔18年ぐらい前に子どもたち、西と東の子を連れて行ったことがあるんですが、朝倉に。もうちょっと記憶が薄れてきて、頭と一緒に、ちょっと覚えておりませんので、その辺を具体的にどういう交流をしてきたか、具体的に教えていただけるとありがたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。まず、教育総務課関係部分についてお答えいたします。

教育総務課のほうでは、東西小学校児童8名によります、米沢市高鍋町少女交流事業を行っております。5年生の冬に米沢市のほうで、6年生の夏に高鍋町で交流を行いまして、親睦を深めているところでございます。それぞれの自然や文化に触れながら相互理解を深めつつ、姉妹都市となったゆえんでありますとか、先人たちの偉業などを学ぶことで、ふるさとを誇りに思う心を育むことを主な目的としております。

ただ、残念ながら、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しまして、米沢市教育委員会と協議の上、令和2年度から交流事業のほうは中止となっているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。社会教育課が所管する交流事業についてお答えいたします。

まず、文化事業といたしまして、朝倉市との美術作品交流と文化交流を行っております。美術作品交流は、平成2年度から毎年実施しており、文化交流は、平成3年度から高鍋町文化協会と朝倉市の甘木連合文化会が定期的に実施しております。

次に、スポーツ事業に関しましては、スポーツ少年団に加入している朝倉市と、高鍋町の小学生5、6年生が、2年ごとに互いの市、町へ赴き、様々なスポーツや野外活動を通して融和を深めることを目的とした、スポーツ少年団姉妹都市交流事業に昭和55年度から取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。今、それぞれの課長に答弁を頂きました。

米沢と8名ぐらいで、5年生のときは向こうに行って、米沢に行ってスキー体験したりですかね、たしか、そしてこっちに来たらサーフィンを体験すると、6年生になると。ということでやっている。2年間やっぱりこれも途絶えているということですね。

朝倉との文化交流は、これは大人の方々の交流でよろしいんですか。（発言する者あり）はい。分かりました。

スポーツのほうで5、6年生が、これは東、西が一緒になってということによろしいでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。そのとおりでございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 分かりました。これは、東西の小学校が一緒になって朝倉に行ったり、朝倉から迎え入れるという活動をやってたということによろしいですね。（発言する者あり）はい、分かりました。

コロナが完全に終息するかどうかは先が見えづらいんですが、今後、姉妹都市との交流活動については、コロナが終息すればどういうふうにされていくのか。というのが、先ほど町長も言われましたが、今年は何年ぶりかで米沢の米沢上杉まつり、あれに議長とか町長とか呼ばれて行かれたということを聞きましたので、今後はどういうふうな交流活動をしていくのか、これとまた違ったものにしていくのか、その辺りもし伺えればお願いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。まず、教育総務課関係の米沢市・高鍋町
少年少女交流事業についてお答えいたします。

米沢市教育委員会との協議の中では、交流活動の在り方自体を見直す時期に来ているん
ではないかという話になっております。

これは、交流事業に参加できる対象者が8名と非常に少ないことでありますとか、そも
そも参加できない学年があるということがちょっと課題となっておりますので、今後はG
I G Aスクール構想で、全国の学校で整備をされました1人1台のタブレットパソコンな
どを活用した、新たな形の交流等も検討する必要があるんじゃないかというような話を今
やっているところであります。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。朝倉市との文化・スポーツ交流につつま
しては、今後も継続してまいります。

令和4年度の文化交流活動につきまして、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら
とはなりますが、今年9月の文化小交流、11月の美術作品交流の実施に向けて準備を進
めているところでございます。

スポーツ少年団姉妹都市交流活動は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして令
和2年度から中止しておりますが、令和4年度におきましても既に中止することが決定し
ております。今後につきましては、朝倉市や関係団体と協議をしながら、交流活動の再開
に向けて検討してまいります。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。米沢との交流については、今後また在り方を考えていくと
いうことを今言われました。朝倉につきましては、大人のほうの文化交流は計画を今して
いる途中ということですね。分かりました。

子どものスポーツは、まだ今年までは様子を見ると、中止ということをお聞きしまし
たが、とにかく朝倉市は旧甘木市と昭和42年に締結を結んでおります、姉妹都市の。そ
れから朝倉市に変わって、合併しまして、平成18年に朝倉市として高鍋町と提携を結ん
でいるということで、実際、甘木からの締結からはもう55年たちました。実は、前市長
の森田市長のときに、50年やろうやということだったんですが、どこか中間点でやりま
しょうかと、別府辺りで、だったんですが、洪水が起こりましたよね、大洪水が。あれで、
結局は中止になってしまって今に来ているような状態でございます。

米沢市とは、昭和56年に締結を結んでおりますので、今年で40年目になっておりま
す。また、串間とは43年に締結を結んでおりますので、54年ぐらいじゃないかなと思
っておりますが、そういう締結を結んでいる姉妹都市として、これからもやっぱり大事に
していかなくちゃいけないなと、それぞれ考えるところでございますが、今の、例えば米
沢に行くとき、朝倉に行くとき、スポーツ交流・文化、これは町からの補助金みたいな

は出ているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。米沢交流の場合は、全て町の予算で対応しております。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。スポーツ少年団につきましては、高鍋町スポーツ少年団と朝倉市スポーツ少年団の町の交流による補助金は補助しております。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。それでは、そういうことでメインになるとこなんですが、実は約10年程度前から、その前から実はあっていたらしいんですが、10年ほど前から朝倉市長杯というのが、少年野球の大会が始まっております、これに高鍋の西小学校、東小学校の少年野球チームが姉妹都市として招待を受けております。約30チームほどで福岡に行きますと、朝倉に、3日間で決勝までということで、日程の大会が行われているんですが、これについては教育長は御存じだったでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。朝倉市長杯については存じております。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） ありがとうございます。

実はこの大会において、大雨による被害が出たときの2年間と、コロナ禍で昨年と一昨年コロナで中断しておりましたが、今年はいつもなら夏休みに入った7月に実施されていたんですが、向こうでの大会があるということで、8月に実施したい、何とか高鍋西小学校、東小学校、姉妹都市として参加してもらえないかとの連絡が私のところに来まして、両校の保護者の会長さんに私のほうから連絡をいたしました。

実は、私も24年西小学校のコーチをしているんですが、野球の、そういう姿をずっと親の姿を見ていて、保護者が車を連ねて朝4時に出てできるだけ金を使うまいと、旅費を使うまいと朝4時にこっちに出発して4時間かかるんです。やっぱり、それで向こうでもすぐ着いたら試合ということで、大変事故が心配で、バス等を借りればまた保護者の負担も大きくなります。姉妹都市なので、招待を受ければ断るのもということで、保護者の方もいろいろ悩んでおられます。

そこで、私からこれ要望なんです、何とかこの補助金を西小学校の野球少年団と、6年生なんです、行くのは、それと東小学校の少年団に、交流活動の一環として認めてもらって、補助金を出してもらおうと助かるなど。

沖縄もうるま市だったかな、たしか姉妹都市なんです。そこは予選があって、上位3チームはほかの大会、4位、5位、6位が朝倉に来るというふうになって補助金が出ているというふうに聞いております。ということで、補助金を、支援金を出していただけないかどうか、お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。各種スポーツの県外大会に出場する際は、県予選等を経て代表になった団体・個人へ、県外大会出場奨励金を交付しております。姉妹都市との交流活動といたしましては、さきに述べましたとおり、高鍋町のスポーツ少年団に姉妹都市交流事業として、補助しているところでございます。

各競技団体が独自で実施する姉妹都市との交流事業に補助することは、数多くのスポーツ競技団体がある中、公平性の点からも難しく、現段階では補助事業としての交付は考えておりません。

先ほど、永友議員のほうから沖縄県うるま市のお話がありました。繰り返すにはなりますが、朝倉市市長杯に沖縄県うるま市から参加するのは23チームから24チームの中から予選を勝ち抜いた、うるまブロック大会の4位と5位のチームでございます。これらには、市の県外派遣補助金交付要綱に準じて補助金を交付しておるようでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 分かりました。

で、引き下がらないと今日は思っております。財政も、町財政も厳しいことは十分承知しておりますし、ただ、コロナ禍の中で保護者の懐も本当に厳しい状態ということは皆さん分かってほしいと思っております。

その中で、東小学校は私は分からないんですが、西小学校の保護者の場合は5年生になるともう親が積立てをされていて、その涙ぐましい努力されている姿をずっと見てきておりますので、この一般質問をしました。

私のこの後ろに保護者がぱぱぱぱ一っについておられると、教育長見えますか。見えていと思いますが、枠に当てはまらなければ、できれば私は朝倉市長杯少年野球大会支援金・補助金というような形で、枠をぜひ高鍋町も設けてほしいと思うんですが、教育長どうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。先ほど課長のほうが申しましたが、数多くのスポーツ競技団体がある中から公平性の点からも難しく、現段階では補助事業としての交付は考えておりません。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 快く承諾していただきまして、本当に教育長ありがとうございます。

じゃあ、もうこれ以上粘っても、今の教育長の発言はちょっとあれですので、考える時間を与えたいと今日は思っております。しかし、強く強くこの件については要望し、高鍋町ですから、高鍋町の子どもたちのために、町長もどうでしょうか。ちょっと伺ってもいいですか、町長の考えを。駄目ですね、駄目ですね、分かりました。町長がポケットマ

ネー出してくれるかもしれないかなと思って、ちょっと、やめておきます。すみません。

この質問はこれで、今日は勘弁したいと思っております。

それでは、3番目の高鍋駅舎についてですが、先ほど町長の答弁で、構想が本当に交流の拠点の一つとした、しっかりした構想の考えを聞かせていただきました。

駅舎の設計につきましては、一昨年9月議会で予算が計上されていまして。たまたま今議会に新たな設計費用が計上されていますが、これは委員会審査になると思いますので、ここでは触れません。

一昨年9月の設計段階での状況を伺います。また、建設費も含めて総事業費の大体の予定が分かればお願いしたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。高鍋駅舎改修につきましては、本年3月に高鍋駅舎改修に係る基本設計及び実施設計業務を完了したところでございます。改修工事費につきましては、概算の工事費で約1億5,000万円。JR設備の移転補償や工事管理費などを含めると、約2億円の試算となっておりますところでございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。それでは、この駅舎設計、これから設計しながら建てていくということになると思いますが、利用率の高い学生の方々、これは鍋高生、農高生あるいは日向、延岡、佐土原、宮崎に通学する生徒さんたちの意見、あるいはアイデア等は募ったりはしたのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。高鍋駅舎の改修設計に当たりまして、駅を利用する機会の多い高鍋高校生のほうにアンケート調査を行いまして、162名の回答を頂いているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 今の詳しく、162名鍋高生ですね、その中身でどんなことが多かったか、要望だろうと思います。こういうのをしてほしいとか、だったんじゃないかと思いますが、内容が分かれば、特に多かったものと分かればお教え願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。高鍋高校生のアンケートの結果でございますが、アンケート結果の中では売店、コンビニエンスストア、飲食店などのほか、Wi-Fi通信環境、雨よけ対策用の軒下スペースなどの要望や御意見が多く上がっております。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。やっぱり売店とかコンビニとかが多かったということなんですね。それについては、例えば、コンビニのいろいろローソンとかセブンイレブンとかありますが、そういうコンビニの方々との相談とかは、もしできたら中に入ってくれと

かというような相談は、町としてはしてなかったのか、要望に応えるために。そこ辺りはお答えできるでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。コンビニエンスストア設置につきましては、先ほどのアンケートの結果なども踏まえまして、基本設計の段階で設計事業者のほうから、コンビニ大手の事業者のほうへヒアリング等を行ったところでございます。

回答からいたしますと、現在の高鍋駅の利用者数及び駅周辺地域の人口構成等を考慮すると、出店は困難であるというような判断がなされていたと伺っております。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。じゃ、そういう取組はあったということだけれども、駅前の人口密度とかから言ってもちょっと無理かというところで、今、判断しているということとで理解してよろしいということですね。

これはまた新たに、造っていく段階でもし入ってくれるところがあれば、コンビニではなくても、普通のお店みたいなのが入りましようと言われるところがあれば、入っていただくことも可能なのか。そうすると、例えば8時まで9時まで営業してもらっても駅が明るくなるんですよね。地元の人もちょっとした買い物ができれば大変助かると思うんですが、その辺は、もしそういうのは応募をかけて、募集をかけてみて、コンビニじゃ駄目だったんなら、そういうのをしてみたいという考えはないのか、お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。詳細設計の中で、検討は行っておったところでございますけれども、現状ではやはり入居される見込みのあるところが見つからないというような状況でございまして、現在の設計の段階では、駅舎の中に観光案内所、このような施設のほうは設けることとしておりますけれども、そこにおいて、一定の商業活動というところは設計の中には入っていないところでございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。また、ここについては、もしそういう業者さんがおれば、取り入れることを検討しておいてほしいなど。

私は駅舎の中に、例えば文教の町でありますので、高校生もよく利用しますので、貸図書とかそういうのがあると、ワンコインで1週間借れますよとかいうような図書とかが置いてあると、参考書なんかが、子どもたち、子どもじゃないですけど、生徒さんたちも助かるんじゃないかなと思いますので、また、もしよければそういうのも取り入れてほしいなと思います。

もっと大切な蚊口地区の地元の住民の方々との連携はどう図ってきたのか、また、今後どう図っていくのか、その辺を教えてほしいと思っております。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。只今御意見ございましたとおり、地元と

の連携というのは、非常に重要であると認識しているところでございます。高鍋駅舎改修の設計に当たって、駅周辺の地元住民向けの説明会などを実施するとともに、駅を利用されております住民等へのアンケート調査のほうも実施したところでございます。

また、長年、高鍋駅のほうで活動을続けていらっしゃいます高鍋駅花の会、こちらによる駅の環境美化活動でございますとか、現在、高鍋駅舎の空きスペースにグランドピアノを設置され利用開放されております、高鍋町観光協会との連携は、継続をお願いしております、現時点では了解を頂いているというところでございます。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。今の中で、地域の人たちとの説明会を通してということを言われました。

これは、全員に声をかけたわけじゃないんでしょうか。全く知らない方もいるという話を、全く知りませんという方々もおられるということで、できれば募って来られない方は仕方がない。やっぱりいろんな意見も聞くべきじゃないかなと。地元のことから、もしまだ時間があればまた再度募集を募って、地元の人たちとの説明をもう一遍やって、また要望が出ればこういう取り入れていってほしいなという気持ちでいっぱいでございます。これは課長をはじめ、町長はじめ、お願いしておきたいと。ぜひとも住民の方々の意見が大事だと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

最後になりますが、ロータリーのところに、この前新聞に載っておりましたが、田中さんの石のモニュメントができるということで、駅前の雰囲気も変わってくると思っております。それに新しくなった駅舎ということで、そこで提案なんです、駅を降りてぱっと見たときに、右と左側に何かPRする看板とかを、今度作ってもらうと助かるなど。降りて左側には、例えば舞鶴公園とか、舞鶴公園があつて灯籠まつりの絵がどーんと描いてあつて、右側には看板に高鍋大師のあの絵がどーんと載つてるといふような、インパクトのある駅ができると、せっかく駅舎が新しくなればそういうことも考えてほしいと、これ提案ですけど思っております。

とにかく、利用される方々の利便性あるいは地域の方々のニーズに合った、利用しやすい明るい駅舎になることを心から願つて、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（緒方 直樹） これで永友良和議員の一般質問を終わります。

ここで消毒のため、10分ほど休憩したいと思います。再開を3時45分といたします。

午後3時35分休憩

.....

午後3時45分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

日程第1. 一般質問

○議長（緒方 直樹） 次に、14番、杉尾浩一議員の質問を許します。14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 傍聴席の皆様、大分少なくなっていますが、残っていただいております。ありがとうございます。

1年生議員の杉尾でございます。私は、これまでの一般質問の中で、高鍋町が担うべき、負うべき住民への安心、安全に関する方針、施策を中心に質問してきました。そんなこと誰も気づかないよとか、誰も気にしないよとか、誰もそんな細かいこと言わなくてもいいよという意見もありましたが、俯瞰的に物事を捉え、そして次に細かくて気づかなかったものを捉え、少し自分の解釈も加えながら、町に対して質問し、提案してきました。これをもっと突き進んでいきたいと思っております。

通告に従い一般質問を行います。今回も安心、安全について質問します。町長、教育長にいま一度高鍋における安心、安全をキーワードにしたお考えを伺います。

以下、4項目の質問は発言者席にて行います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

安心、安全をキーワードとした考えについてでございますが、安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、安全性の向上が安心の確保につながるよう、行政、地域、住民等がその役割を認識しながら、相互に連携して町の安全性を高めるための対策に取り組んでいく、その必要があるものと考えております。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。安心、安全をキーワードとした考えについてでございますが、子どもが心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を超えて全ての人々の願いです。しかし、昨今は自然災害をはじめ重篤な事件や事故が頻発しており、学校の安全確保、危機管理が大きな課題となっており、心配されるところです。

そのため、国では学校保健法が学校保健安全法に改正され、各学校において施設設備の安全点検、安全計画の策定、危機管理マニュアルの作成などが規定されており、本町においても、教育基本方針の中に学校安全及び防災・防犯教育の充実という項目を位置づけているところです。

今後、生活安全、交通安全、災害安全の領域について、教職員の危機管理に対する意識の高揚、安全、安心な学校づくりに向けた校内体制の確立、子どもたちの危機管理・回避能力の育成、保護者・地域ぐるみの安全確保の4点から、さらに安心、安全な学校づくり、地域づくりを図っていきたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。では、まず1項目めから、現状の竹鳩橋及び周辺道路の安心、安全対策についてです。午前中の中村議員の質問がありましたが、より具体的な質問を行います。

まず、時間帯別の交通量の調査は行っていますか。また、特に歩行者はどの時間帯に多いでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。交通量調査でございますが、もう10年以上前になりますが、平成22年11月に行っております。午前7時から午後7時まで、歩行者の利用が一番多い時間帯は、左岸から右岸、竹嶋から川田に向かってでございますが、7時から8時までの1時間が20名、右岸から左岸につきましては16時から17時までの1時間が11名となっております。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 竹嶋橋を登校、下校利用する生徒数、これは現在どのような状況になっていますか、把握されていますでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。竹嶋橋は西小学校の通学路として指定されておりまして、現在18名の児童が利用しているところでございます。

中学校のほうは、竹嶋地区などに住む西中学校の生徒5名が自転車で利用しているという状況でございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。西小学校が18名、中学校が5名という感じですが、あとほかに高校生の方とかが三、四名、高鍋じゃないかもしれませんが、自転車で通られたりとかというのはあります。

次、朝の登校時は地元のボランティアの方がサポートされております。旗を振って安全を確保されていますが、下校時はどのような安全確保を行っておりますか、お尋ねします。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。今議員が申されましたとおり、朝の登校時は、ボランティアとして地区の方々による見守り活動が行われております。

下校時ににつきましては、橋を通る時間が子どもがそれぞれ異なっておりますので、対応が難しいんですけども、町内に住んでおられるお一人の方が、やはりボランティアとして子どもたちが安全に橋を渡るためのお手伝いをしてくださっているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。次、総合的な安心、安全対策として、町の方針は設定されていますでしょうか。例えば、荒天時等の通行止めなどの判断基準はありますでしょうか。水位上昇などのときに、落下防止用のポール等ロープの撤収を行います、職員の安全対策は取られていますか、また、そのマニュアルはございますか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。通行止めの判断基準でございますが、ダム
の放流量や降水量から河川水位を予測いたしまして、竹鳩橋を渡ることが危険と判断し
た場合に通行止めを行います。基本的には、竹鳩橋の上流にあります木城の高城橋、ここ
の水位が2.8メートルを目安に竹鳩橋の通行止めを行っているところでございます。

それから、職員の安全につきましてでございますが、ポールとロープの撤収は、職員に
ライフジャケットを着用させまして、安全を確保しながら、できるだけ雨、風がおさまっ
ている時間帯に作業を行うようにしております。

通行止めの際は、看板設置や防災メール等で何時から通行止めというふうに周知をする
など、マニュアルに沿って住民への安全対策を行っているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。水位の監視も含め、通行者の安全、周辺道路の事故治
安対策に町独自のライブカメラを導入すべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。現在、国、県が設置したカメラの静止画
像を一般向けのインターネットで見ることができますが、令和3年度に国が河川等に設置
しているカメラを建設管理課と総務課でライブで見ることができますので、町独自のライ
ブカメラを導入する計画は今のところございません。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） はい、分かりました。ありがとうございます。

14番。竹鳩橋の上に土が結構たまっています。そこには雑草が生えております。また、
橋の下になぜか知らないですけど、コンビニの袋に入ったごみが落ちていることがよくあ
ります。あとは安全対策のポールを立てるところ、そこが傾いているなどが確認をするこ
とができます。橋の総合的なメンテナンスというのはどのように行っていますか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。随時パトロールを行いまして、ポールが
破損している場合などは早急に対応しているところでございます。雑草等、通行に支障が
ないように対応はいたしております。橋の下のごみなど、手が回らないところもございま
すが、流木等が橋脚に引っかかっている場合などには流木の撤去を行うようにしておりま
すので、その際に、併せてごみ等の片づけをしているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。子どもたちの朝登校の時間の告知であるとか、下校時
の注意喚起、ごみ捨て禁止などの看板がございます。しかし、残念ながら運転者はそれら
を一瞬しか見ることはできません。南側の場合は、止まって下の車を待っているときには
見ることはできますが、ほとんどが、特に北側の場合は一瞬だけしか見ることはできな
いんですが、より認識しやすいように適切に設置されているか伺います。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。通学路点検を行った際に、看板が見えづらいとの指摘がございましたので、見やすい看板、以前は文字が多かったんですけど、今回は絵を多く含んだ看板に替えたところがございます。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。2トン車以上の車両は通行禁止というふうになっておりますが、道交法上の取締り対象になっているのでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。2トン以上の車両通行禁止の看板の標識でございますが、橋の管理者である高鍋町が設置したものでございまして、道交法上の取締りの対象ではございません。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。となると、いわゆる絶対駄目というのは言えなくなってしまうんですね。これは、本当にその方のマナーみたいな感じで、避けていただくことをお願いするしかないというか、制限をかけるには、ドライバーに本当にお願いするしかないということになってしまいます。

それも含めて、もうちょっとはつきり分かるようにとか、もっと手前のほうに看板とか、2トン車以上駄目ですよみたいな感じの看板を設置することでもいいのではないかと思います。

次に、南側堤防上のカーブミラーは以前もあったんですが、交通標識とかぶって、すごく見づらかったんですね。ミラーの手前で停止して、上がってくる車を待つ事例もありますので、より見やすくすることで、お互いの安全も確保できると考えます。適切な大きさに変更、移設等の対策は取られますか。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。カーブミラーの移設等の対策についてでございますが、既に警察署と安全対策について協議済みでありまして、カーブミラーのアームを延長し、交通標識とかぶらなくなるように改修をいたしました。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一君。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。ありがとうございます。

それでは、南側堤防に小さい階段がございます。とても急です。子どもなどが利用するときに、特に雨天時、滑りやすいなどの危険を感じます。手すり等安全施設を追加設置することはできないでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。堤防は国土交通省が所管しておりまして、河川内への構造物の設置は、河川の流下能力に影響を与えることとなりますので、手すりの設置は厳しいと考えておりますが、今後、協議は行ってまいりたいと考えております。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。兩岸の橋につながる坂というのが、物すごく幅が、幅員がすごい狭いんですが、軽自動車同士の離合がやっとできるぐらいの状態です。そこには自転車、歩行者の安全通行の余裕がないのですが、道路拡張の計画はありますか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。そこにつきましても河川の中になりますので、拡張ができるかどうかは分かりませんが、現在、関係機関と協議を行っているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。兩岸の橋のすぐそばの自動車待機スペースが1台か2台分しかありません。反対側の車の通行に配慮して、善意で止まってもらっているにもかかわらず、未舗装箇所が大きく削られて、穴もできております。雨天時には水もたまります。段差で車に傷がつかないように、汚れないようにすることも含めて、スペースの拡張の計画はありますか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。午前中、中村議員にも答弁しましたとおり、車の待機場所を広げることににつきましては、現在、国交省と広げる方向で協議を行っているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。現時点において、橋の架け替え工事というのは未定でございます。河川敷の草を除くこと、除草、ごみの回収、橋、道路の補修や通勤、通学路としての安全など、住民の要望に対してどのような即応体制を取っていますか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。道路沿いの草刈りやごみ拾いなど、町民の方がボランティアで行っていただいている状況もございます。

町といたしましても、橋や道路等を安全に通行できるように、会計年度任用職員の毎日のパトロール、また職員が巡回時に破損等を見つければ、柵を立てたり、注意看板を設置したり、補修するなどの措置を行っているほか、住民からの通報があった際には、迅速に対応できるように努めているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。次の項目で、町道における安全確保について質問いたします。

昨年12月議会で質問しました町・蓑江線の路側帯白線の迅速な工事終了に対して感謝いたします。住民からも、少し安全を感じるようになったとの声も聞かれました。

他の路線も工事が進んでいるようですが、町全体を見渡すと、薄くなった道路標示の路側帯、消えた停止線、止まれの文字、どこに横断歩道があるか分からない道、ゾーン

30の表示、グリーンベルト、ほかにカーブミラーやダイヤモンド、横断歩道がありますよという、それや、これは警察、公安の管轄なんですが、速度制限標識等の安全対策の終了はいつぐらいになる予定でしょうか。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。道路標示やカーブミラー、速度制限標識等の安全対策についてでございますが、道路標示、カーブミラーの設置等につきましては、交通量や緊急性などを勘案しながら、新設や修繕等の対応を随時行っているところでございます。停止線等の交通規制に関わるものにつきましては警察署の所管となりますが、道路標示などと併せまして、警察、道路管理者等の関係機関と連携しながら安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 前向きな答弁、ありがとうございます。

次なんです、町・養江線は非常に交通量の多い町道です。皆さん御存じだと思います。住民からは、時速30キロメートル以上で走行しているように感じる車がまだ多いと指摘がありました。他の路線も含めて、道路上に小さなこぶを設置するハンプや、路面に視覚効果によって立体的な障害物に見せかけるイメージハンプのような速度抑制をする計画はありますか。地元と協議は行っていますか。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。速度を抑制するためのハンプ設置や、路面標示などによる効果の実証事例も多く発表されているところでございますが、設置しようとする路線や場所によって適切な対策を選択する必要もございまして、今後、地域住民の意向も踏まえながら、検討していかなければならないと考えております。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

じゃあ、次の項目に行きます。交通法規を守るまち高鍋町をつくっていくことについて質問いたします。

一時停止徹底の方策はあるかということで、以前も質問いたしました一時停止の件なんです、信号機のない横断歩道の停止状況はよくなっていると感じております。しかし、町道の横断歩道のない交差点や優先道路への進入時に、一時停止を行わない車をよく見かけます。

全国の集計ですが、2019年の一時停止違反取締り件数は132万8,000件余り、すごいですね。これが原因の事故は1万6,400件余り、死亡事故88件。

再度質問いたします。正しい一時停止のやり方、行い方、またこれを怠った場合の処罰を教えてください。また、自転車も軽車両なので同じ義務を負います。自転車にはどのような処罰がありますか。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。一時停止の正しい方法と、違反した場合の反則金等についてでございますが、道路交通法におきまして、車両及び路面電車は、交通整理が行われていない交差点またはその手前の直近において、一時停止の道路標識等により一時停止すべきことが表示されているときは、道路標識等による停止線の直前、停止線がない場合は交差点の直前で一時停止しなければならない。この場合において、交差道路を通行する車両等の進行を妨害してはならないと定められております。

また、これに違反した場合は、指定場所一時不停止等違反に問われ、普通車であれば7,000円の反則金及び2点の違反点数となっております。

次に、自転車に対する処罰についてでございますが、自転車は軽車両であるため、自動車と同様に標識に従って一時停止して安全確認を行わなくてはなりません。自転車が違反した場合の罰則につきましては、信号無視や一時不停止など、政令で定められた危険行為を行い、原則として3年以内に2回摘発された者には自転車運転者講習が義務づけられ、定められた期間に受講しない場合は5万円以下の罰金が科せられることになっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。本当に、今説明がありましたけど、すごい簡単な義務なんですよ。ただ止まって、きっちり確認すればいいんですけど、それを怠ったばかりに、たくさんの反則金や違反点数減点、何とも情けないと思いませんか、皆さん。いま一度、御自分の運転を思い出してください。

町長や教育長は、当然、徐行や一時停止など、町民の模範となる安全運転を行っていらっしゃるんですよ。お答えください。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。まず、私は自分で運転しないようにということを心がけていますが、また自分で運転する場合は、できるだけ、必ず止まるべきところでは止まっておりますが、何か問題ありますでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。交通法令を遵守して、常に安全運転を心がけております。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。できるだけではなくて、必ずお願いします。

この質問をし始めてから、もう2年ぐらいなるんですが、確かに止まる車は増えていきます。がしかし、こっち、自分が止まっても対向車線が飛んでくるという事例を何回も目にしております。

やっぱり以前の一般質問でもあったんですが、手を挙げる、ハンズアップ運動を大人でも、ちょっと恥ずかしいですけど、手を挙げて渡りますよという意思表示をしていただけ

れば、車も、ああ渡るんだからというふうにちゃんと止まる。本当は止まらなきゃいけないんですよ、立っていれば。それを徹底してやっていくことによって、事故を起こさない、事故に遭わないというふうになっていくと思います。

次に、これもちょっと問題のあれなんですよ。チャイルドシートの設置義務について質問いたします。

チャイルドシートですが、幼い子どもの命を何と思っているのか、残念な車をよく目にします。例えば、お子さんがチャイルドシートを使わず、助手席や後部座席に座っていたり、前席と後席を歩いて行ったり来たり、赤ちゃんを抱えたままの運転、助手席で誰かがだっこをしていたり、ぞっとすることがあります。これは後ろから見てみるとすぐ分かりますので。もし事故が起これば、子どもはフロントガラスを突き破り、ロケットのように突き破り、運転手の頭に直撃したり、どちらも軽いけがでは済まされません。

そんな悲惨なことなんて、本当は起こってほしくはないんですが、ちなみに2019年チャイルドシート使用ベスト1は愛知の88.1%、ワースト1は佐賀の55.2%、宮崎は75.6%、上のほうではあるんですが、まだ4分の1はチャイルドシートを使っていないということです。違反であるチャイルドシートをしないで、保護者のだっこというこの行為、大阪で9%、岐阜県で8.6%、東京で8.2%、何と宮崎は7.5%のワースト4でございました。チャイルドシート設置着用義務に関する法律と、違反した場合の処罰はどうなっておりますか。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。チャイルドシート設置着用義務に関する法律と違反した場合の罰則についてでございますが、道路交通法第71条の3第3項において、自動車の運転者は、幼児補助装置を使用しない幼児を乗車させて自動車を運転してはならないと定められ、これにより、チャイルドシートを使用しない6歳未満の幼児を乗せて運転してはならないことになっております。また、これに違反した場合は違反点数の1点が加算されることになっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。先ほども言いましたけど、本当に急ブレーキのときとか追突のときは、子どもは飛んでいきます。よくテレビで、フロントガラスに内側からクモの巣状に割れたフロントガラスの写真とか見ることがあります。大変です、もう子どもですから。まず大変なことになります。これは誰も分かっているんですけど、なかなかし切らんということなんですけど、本当、自分の子どもは自分で守る、その意識を高めなければいけないと思います。そうでないと、日本の未来は暗いです。

次に、後部座席のシートベルト着用義務について質問します。

2008年6月の道路交通法第71条の3の改正により、一般道においても全ての席の着用が義務化されました。後部座席未装着の罰則は高速道路だけですが、違反点数1点、

一般道は口頭注意のみです。しかし、後部座席未着用者が事故の衝撃で頭を強打し、命を落とされる事例も報告されています。事故時の未着用者のけがや死亡はドライバーの過失と見なされ、過失相殺されることになります。

宮崎においては、一般道における着用調査では、沖縄の15.8%に次ぐ19.7%と、とても残念な結果です。これに関して認識等がありますか。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。後部座席のシートベルト着用の現状についてでございますが、J A Fが2021年に実施しました最新の都道府県別シートベルト着用状況調査結果によりますと、宮崎県の一般道における後部座席のシートベルト着用率は35.5%で、全国第36位となっており、前回調査と比べて、一定の改善が見受けられます。しかしながら、全国平均の42.9%と比較しますと、依然として低い状況でございますので、警察署等の関係機関と連携して、さらなる啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。これの大きなテーマであります交通マナーのよい高鍋町にするための総合的な施策はありますかということで、交通マナーは自分、家族、友人、そして全ての人々を守る意識であり、手段だと思います。自分だけは大丈夫、事故なんて絶対起こさないなんて考えているとすれば、それは大きな間違いだと断言いたします。

そこでお聞きます。高鍋は高鍋として、交通マナーの向上を図る施策はありますか。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。一般的なお話になろうかと思いますが、交通マナーの向上につきましては、春、秋の全国交通安全運動や飲酒運転根絶運動など、年間を通じて啓発に取り組んでいるところでございます。

今後も交通指導員の皆様や、警察署等との関係機関と連携を図り、さまざまな機会を通して交通マナーの大切さを訴えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 次の項目に移ります。

次に、町の施設等における安全対策について聞きます。

学校、庁舎、たかしんホール、中央公民館、体育館、美術館、保育園の警報装置、安全確保設備の現状はどのように運用されているか、また更新・見直しは行われていますか。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。まず、学校関係について御説明させていただきます。

小中学校のほうには、夜間の警備システムを設置しておりまして、学校から最後に出る

職員が、帰るときにシステムのほうをセットいたしまして、異常があった際には警備会社のほうが点検のために出動することになっております。併せて、小学校のほうは110番通報システムというものが設置をされておまして、こちらのほうは、不審者が侵入した際に廊下の非常ボタンを押すことによって、直接警察署のほうに通報されるということになっております。

また、安全確保設備といたしまして、消火器や誘導灯などの消防用設備がございますけれども、こちらのほうは消防法に基づく点検を実施をしておまして、劣化や不具合の程度によりまして逐次更新を行っております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。庁舎についてでございますが、職員が不在となる業務時間外及び閉庁日等につきましては、本庁舎及び庁舎別館につきましては出入口を施錠しまして、警備員により常駐警備を実施しているところでございます。また、教育委員会執務室及び選挙管理委員会の執務室につきましては、機械警備を実施しているところでございます。また、火災に対応するために火災報知器を設置しているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課長。次に、社会教育課の所管いたします施設につきましてお答えいたします。

中央公民館、体育館、美術館につきましては、職員不在の曜日や時間帯には、外部委託による警備システムを導入しており、異常発生時には受託業者が雇用する警備員が駆けつけて対処することになっております。また、消防用設備につきましては、消防法に基づく点検を実施をしておまして、経年劣化や故障等が発覚した場合には、速やかに修繕等対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。わかば保育園の安全確保装置の現状についてでございますが、火災報知器と緊急警報装置を設置しております。

火災報知器につきましては、年2回火災避難訓練を実施し、使用しております。また、緊急警報装置につきましては、保育園の各クラスにボタンが設置してあり、緊急時にボタンを押すことで高鍋警察署に通報されるシステムとなっており、年1回高鍋警察署と連携した訓練を実施し、使用しております。また、それぞれの装置が緊急時に正常に動作するよう、年2回専門業者による点検を実施しております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。結構徹底されて、当たり前なんですけど、されている様子。

台風や洪水、地震、津波、出ましたけど不審者等の対策訓練は確立されていますでしょうか。町内において、ハザードマップの配布や避難訓練等は実施されているようですが、命を守る意識や行為の醸成はどのように進めていくべきか、また町の施設等における不審者対策や訓練を行っているか、伺います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。町民が災害時に命を守る行動を取るためには、一人一人が防災意識を高めるとともに、いざというときに適切に判断をし、円滑に避難行動ができるよう訓練を実施することが重要でございます。

本町では、町全体で行う総合防災訓練や、地区単位で行う防災訓練など、階層的に防災訓練の取組を実施しているところでございます。

町全体で行う総合防災訓練は、新型コロナウイルスの影響により昨年度は中止となりましたが、今年度も9月の開催に向け準備をしているところでございます。また、地区単位で行う防災訓練につきましては、土砂災害を想定した避難誘導訓練や、防災講習会を先週6月5日の日曜日に脇地区を対象に実施し、また昨年6月には家床地区を対象に実施をしたところでございます。

今後も、防災知識の普及啓発と併せまして、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら防災訓練等を実施し、町民の防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。昨年、令和3年の12月議会の一般質問で行いました学校での不審者、犯罪者に対応する方法の提案と検証をお願いしましたが、その後何か変化がありましたでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。12月議会で、杉尾議員のほうから御提案頂きました件についてですけども、1月に実施をいたしました学校長会の中で報告をさせていただきますして、不審者対策等の重要性について再度意識の共有化を図ったところでございます。

それから、今回の補正予算に計上しております、県の委託事業であります学校安全総合支援事業を活用いたしまして、東西中学校を拠点校に位置づけまして、専門家等の意見を基にした避難訓練、防犯訓練、交通安全教室を実施するほか、既存の学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しなどを行うなどして、学校・家庭・地域及び関係機関が連携した継続性のある学校安全推進体制の構築を図ることとしているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。12月議会のときの一般質問のときにも言いましたけども、学校に侵入してくる不審者や犯罪者というのは、本当に周知な準備をしてやってきます。12月も言いましたけど、池田小学校も、もう31年かたってしまったのか。すごい何人もの犠牲者が出ております。まして、アメリカの銃社会では小学生が何人も高校生に撃たれて亡くなったという、そういう事例もあります。日本の場合は、銃は使うことないんですが、でも、やっぱり自分の目的を達するためにはナイフでも何でも持ってくれば、動けない子どもたちを巻き込むのは簡単だと思います。自己主張を通すために、何でも使います。普通の人ではないません。ましてや、学校の女性の先生や役場の女性職員の方では、絶対かなわないです。本気で強い意思を持って対処するしかありません。各施設において、不審者対応策をつくり、充実した訓練をしていく考えはありますか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。庁舎における不審者対応策の策定及び訓練についてでございますが、今後どのように対処すべきかを取りまとめ、訓練を実施することなどについて、検討する必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。ぜひとも実施してください。

とある課長とお話ししたときに、そういえば、私がいるとき一回も訓練なかったよねというふうにおっしゃって、びっくりしたことがあります。

以前の一般質問で、割れ窓理論というのを引用して質問したことがあります。より一層住みやすいまちづくりのための考え方を質問、提案してきました。つまり、悪い要素は早い時期に消していき、誰もが幸せに生きられる場所をつくっていくことが大切であると述べてきました。

最後に、町の人口減少の中、少しでも人口流出を止めるため、空気がおいしくて、水がおいしくて、食べ物がおいしい、町が楽しくて、町民が優しくて、交通マナーがよくて、歴史と文化を大切に作る日本一安心、安全な町をつくっていくための強い思いを教育長、町長それぞれの視点からお聞かせください。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。3月議会の施政方針でもお答えいたしましたが、高鍋町の揺るぎないビジョン、それは豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生です。今、議員がいろいろとそのためのことを言われましたが、一つやはり重要なのは、やりがいのある仕事、雇用の場があるということも安心、安全にとっては極めて重要であるということです。

また、その基礎となる安心、安全のまちづくりの実現につきましては、行政単独での取組には限界があり、行政だけでなく、地域住民の皆様、関係機関の皆様方との役割分担と、さらなる連携強化が必要であると考えております。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。子どもたちにとって、安心、安全な町という視点でお答えをしたいと思います。先ほどもお答えいたしました。子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を超えて全ての人々の願い、その願いを実現するためのキーワードが社会総がかりと言えるのではないのでしょうか。学校だけで子どもたちの安心、安全を確保することは困難な時代になってきています。それこそ、学校において安心、安全な生活のため、危機回避能力、危険予測能力を育み、安全管理を徹底するとともに、保護者・地域・関係機関が連携して、それこそ総がかりで子どもたちを守り育てる必要がありますし、そのことが、ひいては安心、安全な地域づくり、そしてまちづくりにもつながっていくと考えております。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。ありがとうございます。

私は、高鍋舞鶴ライオンズクラブというボランティア団体に所属しております。現会長でございますが、1年に2回ほど献血運動を、高鍋町総ぐるみ献血運動というのを行って、200名を超える献血者に来ていただいて、貴重な血を頂いております。これが大分、宮崎地区の総会においてこれが認められまして、全体の皆さんの前でそれを発表するという荣誉にあずかりました。大変名誉なことだと思っております。

しかし、これは私たちの団体でやっているわけではなくて、本当に役場をはじめ町の方々の協力があると思っております。一番簡単なボランティアというのはこれなんですけど、本当に先ほどから述べていますように、いい町をつくっていくためには、それぞれの意識を高めていく、これが一番だと思います。

ただ、やっぱり自分はやらんでもいいんがねとかいう、そういうのではなくて、自分からやって、それをきっちり持って行って、誰に聞かれても自慢できるよねというふうに行っていくのが一番だと思います。そのためには、やっぱり個人も含めてですが、町全体、役場の方が率先して、一生懸命ボランティアなり、町民の方、町外の方のためにも頑張ってください、それを示すことがすごく大切なことだと私は思います。

以上で、杉尾浩一の般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（緒方 直樹） これで杉尾浩一議員の一般質問を終わります。

○議長（緒方 直樹） お諮りいたします。本日の会議はここまでとし、日高正則議員からの一般質問は14日に延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

午後4時30分延会
